

みどり豊かな足立区を目指して

緑化計画のてびき

緑は、健康で快適な生活環境を確保する上で欠かすことができません。

足立区では、区内で建築物や工作物の新築・増改築及び駐車場の新設等を行うときに、「足立区緑の保護育成条例」に基づき、事業主の方に緑化に努めていただいています。

この「緑化計画のてびき」は、緑化計画書の作成方法・届出方法等について解説したものです。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年10月版



足立区

- * 本てびきは、足立区ホームページ<「緑化計画」(緑化に関する手続き)について> (<http://www.city.adachi.tokyo.jp/midori/machi/midori/ryokukakekaku.html>) にも掲載しております。

平成30年7月2日より、窓口が足立区役所 本庁舎 **北館4階** になります。

目次

目次	2
1. 緑化にあたって	3
2. 緑化の対象となる行為と手続き	4
(1) 緑化の対象となる行為	4
(2) 手続き	4
3. 用語の定義	5
(1) 建築・建物に関する用語	5
(2) 植物・緑化に関する用語	5
4. 緑化の基準	6
(1) 地上部の緑化基準	7
(2) 接道部の緑化基準	8
(3) 建築物上の緑化基準	8
5. 緑化面積・長さの算出	10
(1) 地上部の緑化	10
ア 植栽本数の標準	10
イ 緑化面積の算出	10
(2) 接道部の緑化	13
ア 接道部の緑化の注意点	13
イ 緑化長さの算出	13
(3) 建築物上の緑化	17
ア 建築物上の緑化の注意点	17
イ 緑化面積の算出	18
6. 手続きの流れ・作成例	20
(1) 手続きの流れ	20
ア 緑化計画書・緑化完了書に関する流れ	20
イ 緑化計画書の作成要領	21
ウ 緑化計画書の取り下げ	22
エ 緑化完了書の作成要領	22
(2) 提出書類の作成例	23
ア 緑化計画書（記入上の注意）	23
イ 緑化計画書（記入例）	24
ウ 案内図（作成例）	25
エ 現況平面図（作成例）	26
オ 緑化計画平面図（作成例）	27
カ 緑化面積等計算図表（作成例）	28
キ 屋上平面図（作成例）	29
ク 緑化完了平面図（作成例）	30
各種様式	31
関連条例・規則・要綱	37
FAQ ～よくある質問集～	41
提出・問合せ先	42

1. 緑化にあたって

緑は、二酸化炭素を吸収し、蒸散作用によってヒートアイランド現象を緩和し、地震や火災などの災害からまちを守ります。また、鳥や昆虫などの生息の場所として、美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに重要な役割を果たしています。

<緑化の原則>

緑化計画は、「足立区緑の保護育成条例施行規則」第14条の2第1項第1号から第3号までに規定する緑化基準（以下「緑化基準」という。）を、地上部は樹木、建築物上は樹木、ツル植物及び草花等により、それぞれ確保するとともに、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 計画前に敷地内に存する樹木は、可能な限り敷地内に保存するよう計画すること。
- (2) 日照や雨水等の環境条件に留意して緑化すること。
- (3) 地上部の緑化においては、樹木に加え、ツル植物及び草花等を地被材として取り入れ、量感と連続性の確保に努めること。
- (4) 建築物上の緑化においては、植栽基盤及び補助資材を適切に設置し、地上部の緑化と同等の持続性の確保に努めること。

<緑化計画上の留意点>

- * 周辺のみどり（街路樹や公園、学校などの公共施設のみどり）との調和に留意し、地区全体の景観を演出する。
- * 現に設置されている塀、フェンス等は極力生垣等に代える。
- * 屋上やベランダ、壁面など建物の設計積載荷重や、維持管理条件、利用目的を考慮してできるだけ、広い緑化面積を確保する。
- * 実のなる木や草花、水辺の配置、昆虫や鳥などの生物多様性に配慮し、多彩な緑化を行う。
- * 緑化の際は、「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」（平成26年5月東京都環境局発行）を参考とする。また、環境省及び農林水産省選定の「生態系被害防止外来種リスト」掲載種は使用しない。
- * 雨水・循環水の活用、落葉の堆肥化など、省エネルギー・省資源に配慮する。
- * 客土にあっては、砕石や砂利は極力除去し、樹木の育成が良好に保たれる土壌を使用する。
- * 重機締固め等による植栽及び植栽基盤の物理性悪化を防ぐ。

2. 緑化の対象となる行為と手続き

(1) 緑化の対象となる行為

足立区内において1)、2)にあてはまる行為を行う時には、『足立区緑の保護育成条例』及び『同施行規則』により緑化に関する手続きが必要です。

- 1) 足立区内で敷地面積200㎡以上（公共施設及び、国又は地方公共団体が有する敷地は全て）の敷地で、建築物及び工作物を新築、改築、又は増築すること。
- 2) 自動車等（バイク・自転車含む）の収容能力が、**20台以上の駐車場**（公共施設及び、国又は地方公共団体が有する敷地は全て）を新設又は変更すること。

※ 建築物の用途変更のみの場合は、対象となりません。

※ 仮設建築物の場合も、緑化計画書の提出対象となります。「仮設許可証」の添付によって、緑化基準の緩和が認められる場合がありますので、事前に担当者に相談してください。

※ 道路、公園（公園・緑地・児童遊園）の敷地内に占用物件として建築物等を新築、改築、又は増築する場合には、緑化計画書の提出が必要です。

※ 『東京における自然の保護と回復に関する条例』第14条に基づく1,000㎡（国及び地方公共団体は250㎡）以上の敷地の緑化計画書の届出は、平成21年7月から手続きが区に一元化されています。

※ 『東京における自然の保護と回復に関する条例』第47条・48条に基づき、敷地面積3,000㎡以上で樹林地や農地等の「自然地」を含む場合は、別途、東京都環境局の開発許可が必要となる場合があります。

問合せ先：東京都環境局自然環境部緑環境課指導係 電話：03-5388-3554

(2) 手続き

緑化の対象となる行為のうち、

- 1) 一戸建て住宅（建築確認申請上の主要用途が一戸建ての住宅の場合）
 - **緑化指導**をうけてください。緑化計画書の提出は必要ありません。
 - 建築計画概要書（コピー可）を持って、窓口へお越しください。
- 2) 一戸建て住宅以外（建築確認申請上の主要用途が一戸建ての住宅以外の場合）
 - **緑化計画書**の提出が必要になります。
 - ①本てびきに基づき、建築確認申請と同時期に書類を提出してください。
 - ②建築計画概要書（コピー可）を併せて提出してください。

<緑化の対象となる行為と必要な手続き・緑化の種類>

緑化の対象となる行為	必要な手続き・ 緑化の種類	緑化 指導	緑化計画書の提出		
			地上部の 緑化	接道部の 緑化	建築物上 の緑化
・建築物及び工作物を新築、改築、 又は増築【 一戸建て住宅 】	敷地面積 200㎡以上	○			
・建築物及び工作物を新築、改築、 又は増築【 一戸建て住宅以外 】	敷地面積 200㎡以上		○		
	敷地面積 500㎡以上		○	○	
	敷地面積 1,000㎡以上		○	○	○
公共施設及び、国又は地方公共団体が有する敷地 における建築確認申請(用途変更のみを除く)を 伴う工事全て			○	○	○

3. 用語の定義

このたびきで使用する用語の意味は、次の通りです。

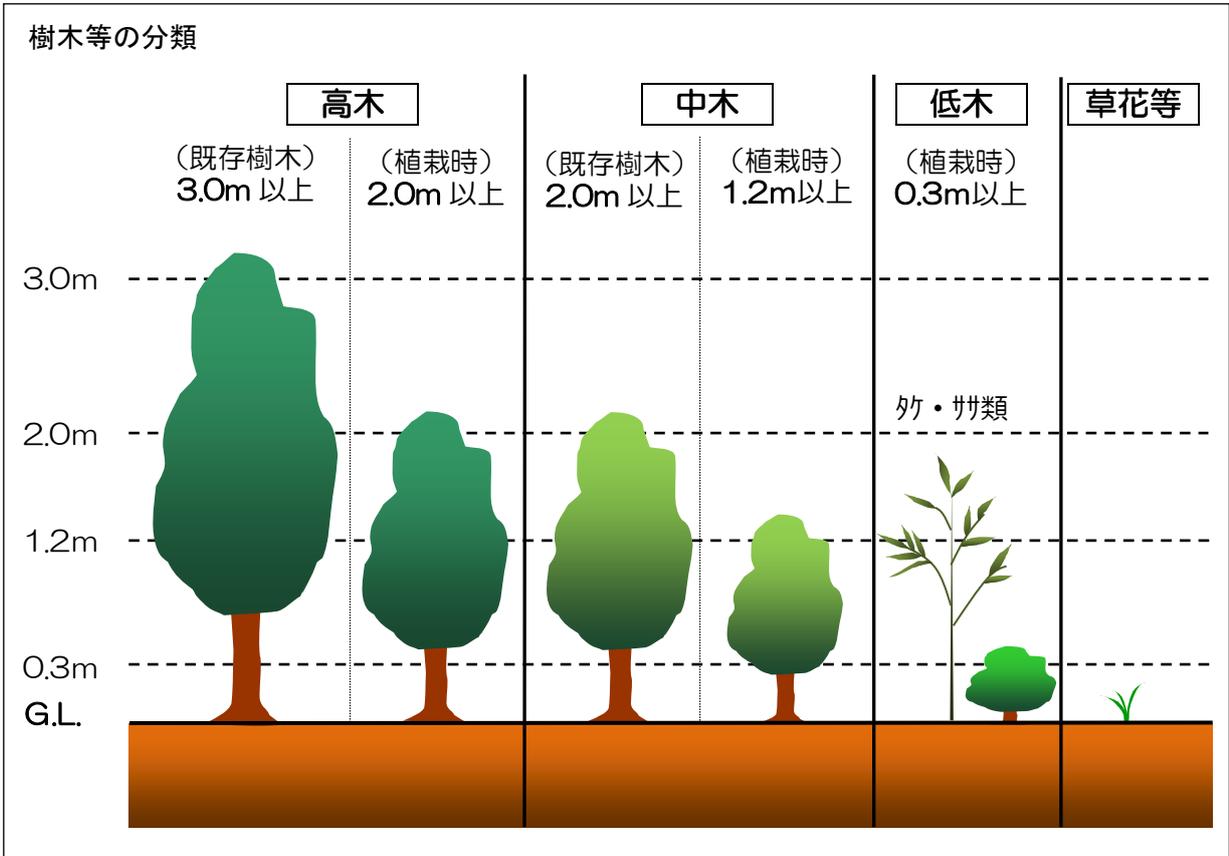
(1) 建築・建物に関する用語

1)	建築物	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
2)	工作物	建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物をいう。
3)	駐車場	自動車、バイク及び自転車等の駐車のために使用する駐車場をいう。
4)	接道部	計画敷地内で、道路（公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道や通路等）に接する部分をいう。
5)	屋上	建築物の屋根部分で人の出入り及び利用が可能な部分をいう。
6)	ベランダ等	ベランダやバルコニー・テラス等、建築物の側面で外部に突出し、又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいう。
7)	壁面	建築物の外壁等で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいう。

(2) 植物・緑化に関する用語

1)	樹木	高さによって高木、中木及び低木に分類する、木本植物のことをいう。
2)	既存樹木	緑化計画書の作成時現に敷地内に存し、緑化完了後も敷地内に保存する樹木をいう。
3)	高木	高さが3m以上の既存樹木、又は植栽時の高さが2m以上の樹木をいう。
4)	中木	高さが2m以上の既存樹木、又は植栽時の高さが1.2m以上の樹木をいう。
5)	低木	高さが0.3m以上の樹木及びタケ・ササ類をいう。
6)	ツル植物	付着性又は巻きつき性等の性質を持つ木本植物をいう。
7)	草花等	芝を含む多年生及び一・二年生の草本植物をいう。
8)	植栽基盤	植物の根が水分及び養分を十分に吸収できる土壌条件を備えた、一定の厚さ及び広がりを持つ土層（建築物上においては同等の機能を有する資材を含む）をいう。
9)	補助資材	植物を誘引又は固定するために用いる資材をいう。
10)	緑化	植物を植栽基盤に植栽することをいう。
11)	植込地	縁石等で区画された植栽基盤をいう。
12)	樹冠	樹木の枝葉の広がりを用いる。
13)	樹冠投影面積	樹冠を真上から地表に投影した面積をいう。
14)	単独樹木	単独で植栽され、樹冠が敷地内に収まり、かつ他の樹木又は建築物等と重ならない樹木をいう。なお、植栽時の高さが3m以上の高木はその高さに0.7を乗じて得られる数値を直径とする円、その他の高木は直径

2mの円、中木は直径1.6mの円をそれぞれ樹冠相当とすることができる。



～有効土層の確保～

樹木が良好に生長するためには、十分に根を張ることのできる植栽スペース（＝有効土層）が必要です。有効土層の最小必要範囲は、下表を参考としてください。

表 有効土層の最小必要範囲

		有効土層の最小必要範囲
水平方向		幹を中心に、樹冠下外縁まで
垂直方向	高木	1～2m
	中木	0.6～1m
	低木	30cm以上

「公園樹木維持管理指針」技術資料編（足立区）より抜粋

4. 緑化の基準

(1) 地上部の緑化基準

地上部の緑化にあたっては、下記の表の左欄にあげる敷地区分に応じ、同表の右欄に掲げる緑化面積以上の敷地を樹木の植栽等により緑化してください。

なお、次の①～③のいずれかに該当し、地上部の緑化の基準を満たすことが困難又は不適当と認められる場合は、不足する緑化面積を建築物上に振り替えることができます。

- ① 敷地の建ぺい率（緩和規定による割合を含む）が80%以上の場合
- ② 地上部に緑化する樹木の永続性が確保できない場合
- ③ 建築物上に緑化する樹木、ツル植物及び草花等の効果が高い場合

地上部から建築物上へ振り替える緑化面積は、樹木、ツル植物及び草花等で確保してください。

「足立区緑の保護育成条例施行規則」別表第1（第14条の2関係） 地上部の緑化基準

区分		緑化面積
建築物	敷地の規模	
ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地	5,000㎡未満の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡未満）	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$
	5,000㎡以上の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡以上）	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.35$
イ ア以外の敷地	1,000㎡未満の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、250㎡未満）	$\{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率})\} \times 0.2$
	1,000㎡以上5,000㎡未満の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、250㎡以上1,000㎡未満）	次に掲げる計算式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (ア) $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2$ (イ) $\{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)\} \times 0.2$
	5,000㎡以上の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡以上）	次に掲げる計算式により算出される面積のうち、小さい方の面積 (ア) $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$ (イ) $\{\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)\} \times 0.25$
備考		
1 敷地とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定するもの及び当該施設と一体利用されるものをいい、敷地面積とは、同令第2条第1項第1号に規定するものをいい、建築面積とは、同令第1項第2号に規定するものをいう。		
2 総合設計制度等とは、建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項までに規定するものをいう。		
3 再開発等促進区とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第3項に、高度利用地区とは、同法第8条第1項第3号に、特定街区とは、同項第4号に規定するものをいう。		
4 建ぺい率とは、建築基準法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいう。		

〈「建ぺい率」について〉

- ・ 法定建ぺい率を指します。但し、地区計画で建築物の建ぺい率の最高限度の制限が適用される場合、地区計画で定められた建ぺい率を指します。
- ・ 角地又は防火地域内の耐火建築物に適用される緩和分を加えた数値とします。
- ・ 複数の用途地域にまたがる敷地は、面積按分により求めた数値とします。
- ・ 建ぺい率が90%以上となる敷地は、90%とします。

(2) 接道部の緑化基準

敷地面積が500㎡以上の場合には（国、公共団体が所有する敷地においては全ての敷地）、下の表の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、右欄に掲げる数値を接道部の長さに乗じて得た長さ以上の接道部を緑化してください。

「足立区緑の保護育成条例施行規則」別表第2（第14条の2関係） 接道部の緑化基準

施設等	敷地の規模				
	1,000㎡未満	1,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上
1 住宅、宿泊施設	6 / 10		7 / 10		8 / 10
2 屋外運動競技施設、屋外 娯楽施設、墓地、廃棄物 等の処理施設	7 / 10			8 / 10	
3 工場、店舗、事務所、駐 車場、資材置場、作業場	3 / 10	5 / 10	6 / 10	7 / 10	
4 庁舎、学校、医療施設、 福祉施設、集会施設	6 / 10	7 / 10			8 / 10
5 上記以外の施設	3 / 10	6 / 10		7 / 10	
備考					
1 住宅とは、共同住宅（廊下、階段及び壁を2戸以上で共用する住宅をいう。）及び長屋その他1戸の敷地が500㎡以上の住宅をいう。					
2 施設等の区分の適用に当たっては、1階部分における主たる用途によることとする。					

〈「施設等」の分類・用途について〉

- ・ 「5 上記以外の施設」には、神社、寺院、教会、公衆浴場等が含まれます。
- ・ 福祉関連法に定める施設は「4」とし、それ以外の福祉関係施設についてはその主たる用途によって判断します。
（例）サービス付き高齢者向け住宅は住宅の用に供するのが主であるため「住宅」
- ・ 備考内の「1階部分における主たる用途」とは、1階部分で面積が最も大きい部分の用途のことを指します。1階部分に複数の用途がある場合は、1階部分の平面図を添付し各用途の面積比がわかるように記してください。

(3) 建築物上の緑化基準

敷地面積が1,000㎡以上の場合には（国、公共団体が所有する敷地においては全ての敷地）、下の表の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、右欄に掲げる緑化面積以上の建築物上（建築物の屋上、壁面、又はベランダ等）の面積を、樹木、ツル植物及び草花等により緑化してください。

なお、建築物上の緑化基準を満たすことが困難と認める場合は、不足する緑化面積を地上部に

振り替えることができます。建築物上から地上部へ振り替える緑化面積は、樹木で確保してください。

「足立区緑の保護育成条例施行規則」別表第3（第14条の2関係） 建築物上の緑化基準

区分		緑化面積
建築物	敷地の規模	
ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物	5,000㎡未満の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡未満）	屋上の面積×0.3
	5,000㎡以上の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡以上）	屋上の面積×0.35
イ ア以外の建築物	5,000㎡未満の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡未満）	屋上の面積×0.2
	5,000㎡以上の敷地 （国又は地方公共団体が有する敷地にあつては、1,000㎡以上）	屋上の面積×0.25
備考 屋上とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいい、屋上の面積とは、屋上のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分の面積を除いた面積をいう。		

- 敷地面積が1,000㎡以上（国、公共団体が所有する敷地においては全ての敷地）の場合には、屋根伏図を添付してください。
- フェンスなどの転落防止柵がなく落下のおそれがある場所、出入りが梯子・タラップ等のみの場所は、緑化の対象とする「屋上の面積」として算出しません。緑化の対象とする「屋上の面積」については、【参考Ⅳ】建築物上の緑化の対象とする「屋上の面積」について（P17・18）を参照してください。

5. 緑化面積・長さの算出

(1) 地上部の緑化

ア 植栽本数の標準

地上部の緑化にあたっては基準の緑化面積 1.0㎡あたり、高木 1 本、中木 2 本、低木 6 本の割合を標準とします（本数を算出する場合、計算値の小数点以下は切り捨ててください）。ただし、中木による緑化が適さないと認める場合は、中木 3 本を高木 2 本に置き換えることができます。

イ 緑化面積の算出

① 植込地

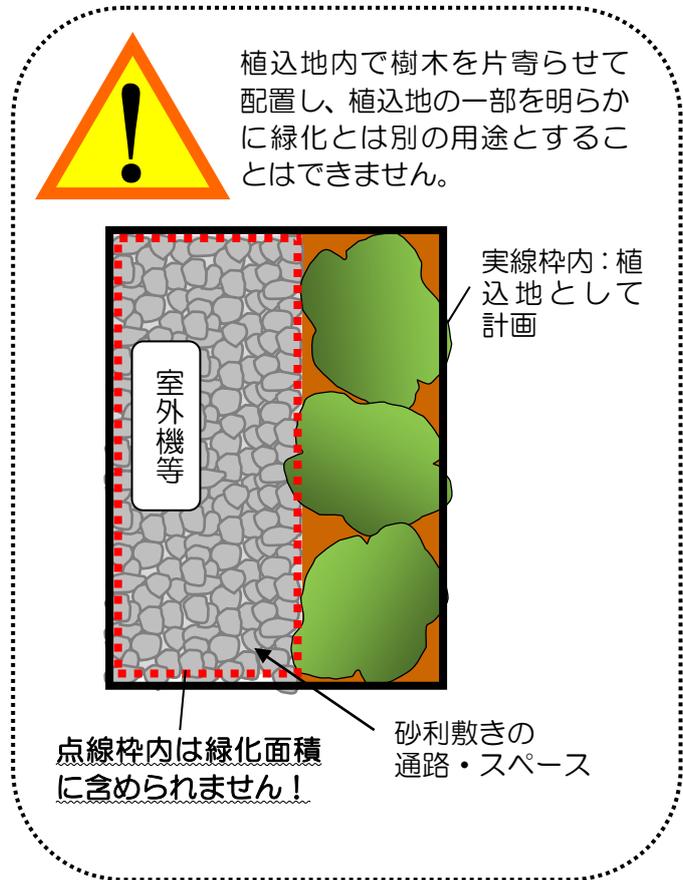
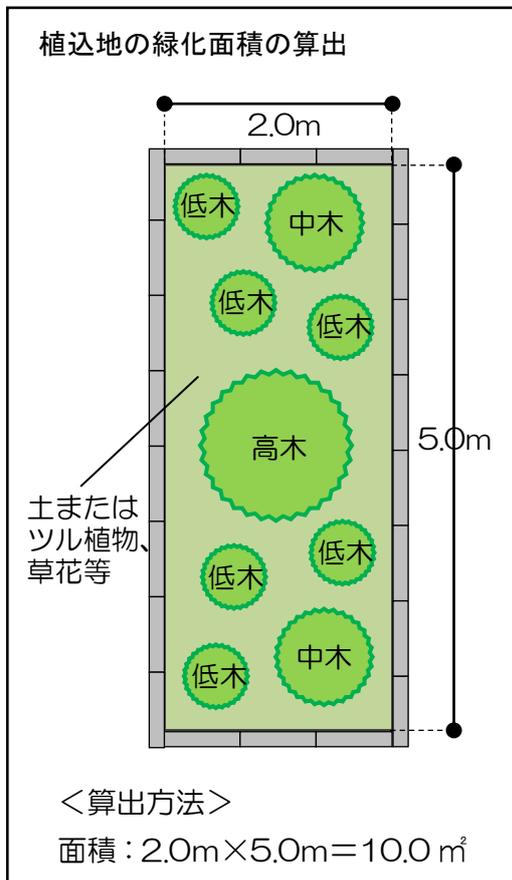
植込地は、縁石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とします。ただし、ツル植物及び草花等のみの（樹木が 1 本も植えられていない）植込地は緑化面積に含めません。また、植込地の一部を、歩道など別の用途で利用することはできません。

緑地の最小幅員は、おおむね 50 cm とします。

《植込地内のマルチングについて》

地表面にマルチングを行う場合は、ツル植物や草花等を用いてください。それ以外のマルチング材は、植栽基盤に混入しても土壌環境を悪化させる恐れのないウッドチップ・バークチップ等の有機資材を使用してください。

植込地内での砂利等の敷均しは、原則として認めていません。



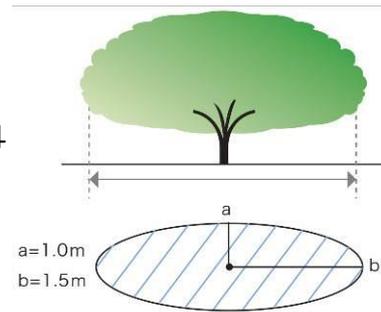
②既存樹木

既存樹木は、樹冠投影面積を緑化面積とします。ただし、植込地内に存する場合、植込地と重複して緑化面積を算出することはできません。

既存樹木の緑化面積

＜算出方法＞

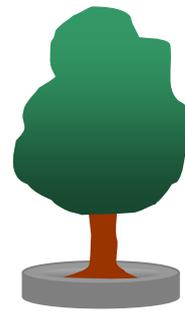
$$\text{面積} : 1.0\text{m} \times 1.5\text{m} \times 3.14 = 4.71 \text{ m}^2$$



③単独樹木

- 樹木を植込地に複数本植栽するのではなく、植柵などの植栽基盤に単独で植栽する（シンボルツリーなど）場合は、緑化面積の算出方法が植込地と異なります。
- 単独樹木は、樹木が十分生育できるように植栽基盤を確保し、根元を保護してください。

単独樹木の植栽例



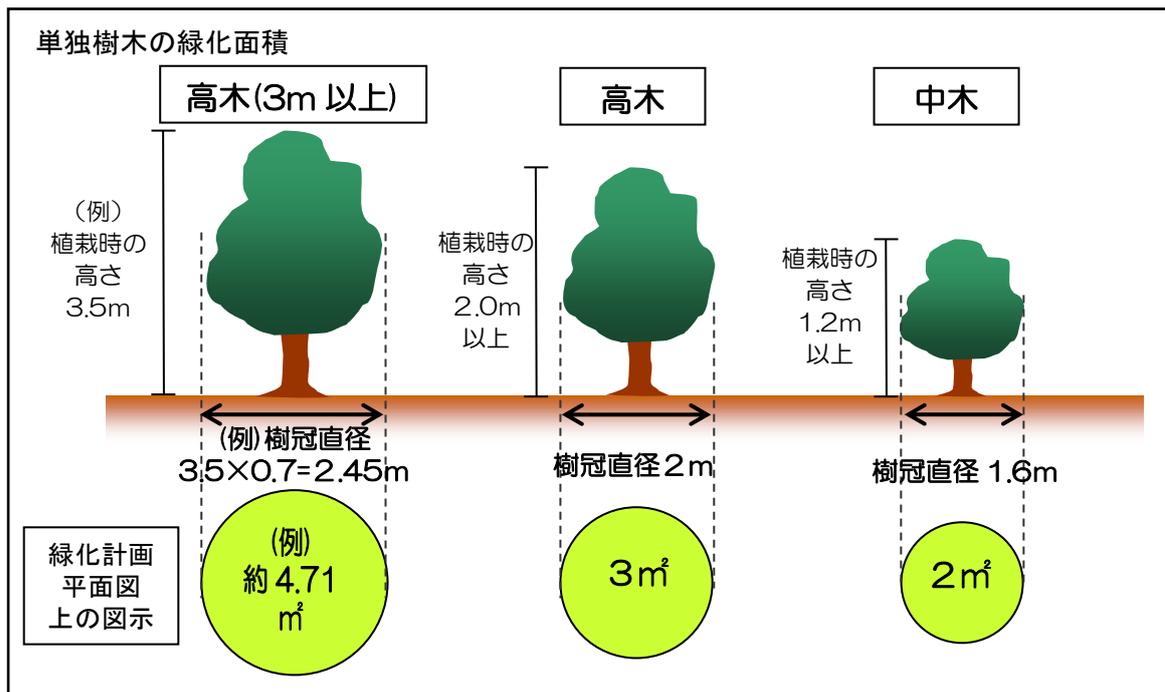
コンクリート植柵内に植栽

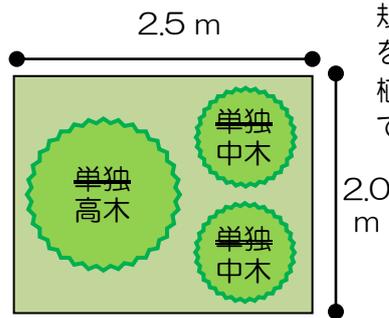


グレーチング植柵内に植栽

単独樹木の緑化面積は、樹冠投影面積を緑化面積とします。なお、植栽時の高さが3m以上の高木はその高さに0.7を乗じて得られる数値を直径とする円の面積、その他の高木は3m、中木は2mとすることができます。

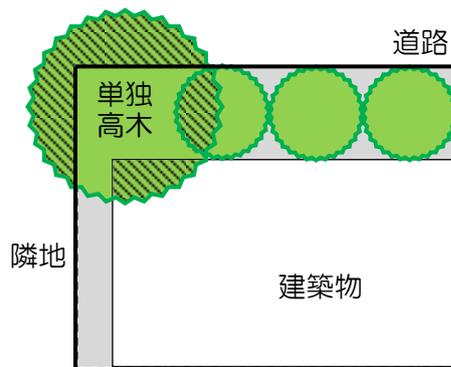
ただし、それぞれ緑化計画平面図上で樹冠が敷地内に収まり、かつ他の樹木又は建築物等と重ならないで図示できる場合に限りです。





規定の直径（P11 参照）未満で単独樹木を植込地内に複数本配置しても、実際の植込地面積以上の面積を、緑化面積として算出することはできません。

- 単独樹木として算出
 $(3.0 \text{ m}^2 \langle \text{高木} \rangle \times 1) + (2.0 \text{ m}^2 \langle \text{中木} \rangle \times 2) = 7.0 \text{ m}^2$ ❌
- 植込地として算出
 $2.5 \text{ m} \times 2.0 \text{ m} = 5.0 \text{ m}^2$ ⓪



- 樹冠が敷地内に収まらず、道路や隣地にはみ出した部分は、緑化面積に含めることはできません（越境を前提とした計画はできません。）。
- 建築物に重なる部分は、緑化面積に含めることはできません。
- 他の樹木と重なる部分は、重複して緑化面積を算出することはできません。

 …単独高木の緑化面積から除く部分

【参考 I】建築基準法等と緑化の関係について

共同住宅、寄宿舍等において緑化面積を算出する場合は、下記 URL をご参照ください。

参考 URL：「道路に直接面する窓と緑化」

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/k-shinsa/machi/kenchikubutsu/documents/51900-0020-001.pdf>

参考 URL：「窓先空地と緑化」

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/k-shinsa/machi/kenchikubutsu/documents/51900-0030-001.pdf>

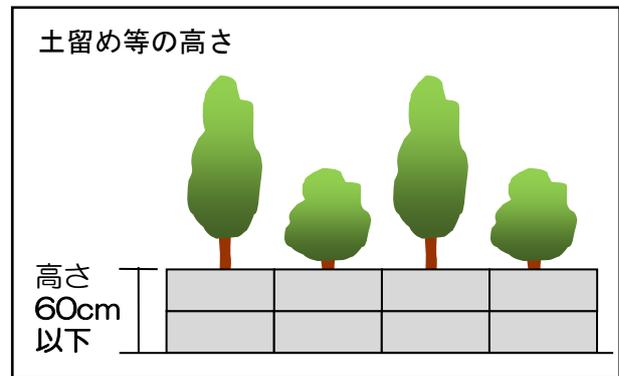
担当課：建築審査課（中央館4階） 電話：03-3880-5276

(2) 接道部の緑化

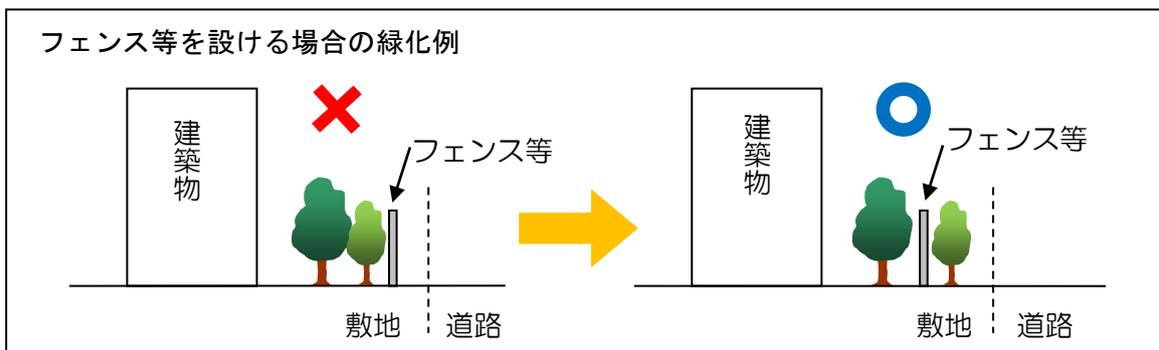
ア 接道部の緑化の注意点

- 接道部の緑化に当たっては、原則として高木、中木、低木を組み合わせた植栽とします。ただし、敷地などの形状や安全上の問題から、この割合による植栽等を行うことに支障がある場合はこの限りではありません。

- 接道部の土留め等の高さは道路から60cm以下となるように努めてください。
※敷地と道路に大幅な高低差がある場合には、個別の対応となりますので、**事前に担当者と協議**してください。



- 接道部にフェンス等を設ける場合には、フェンス等を道路から後退させ、道路側を緑化してください。



※道路側にフェンス等を設置せざるを得ない場合は、**事前に担当者と協議**してください。

概ね 50%以上の空隙及び透過率のあるフェンスを用い、道路から樹木が確認できるならば、接道部の緑化として認める場合があります。

イ 緑化長さの算出

①植込地

植込地は、縁石等を除く植栽基盤の長さを緑化長さとします。ただし、ツル植物及び草花等のみの（樹木が1本も植えられていない）植込地は緑化長さを含めません。

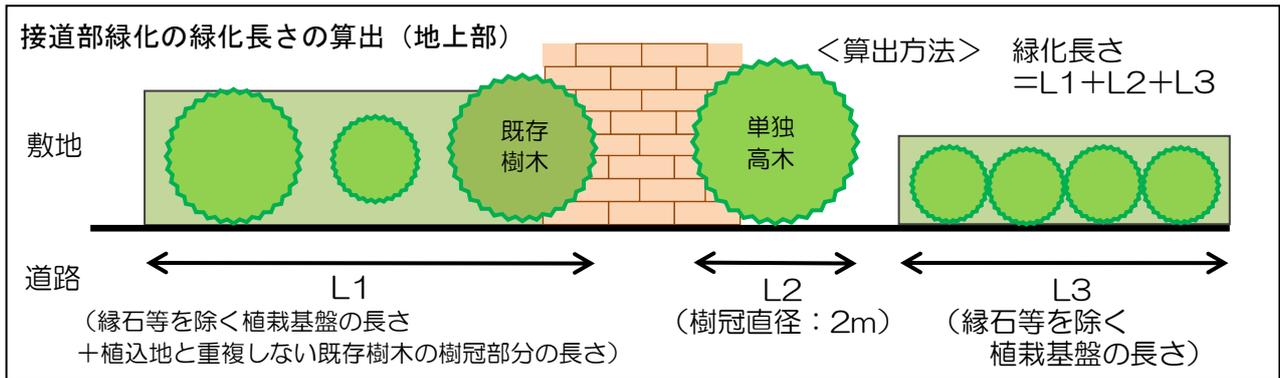
②既存樹木

既存樹木は、樹冠の直径を緑化長さとします。ただし、植込地内にある場合、植込地と重複して緑化長さを算出することはできません。

③単独樹木

単独樹木は、樹冠の直径を緑化長さとしします。なお、植栽時の高さが3m以上の高木はその高さに0.7を乗じて得られる数値を直径とする円、その他の高木は直径2mの円、中木は直径1.6mの円をそれぞれ樹冠相当とすることができます。ただし、植込地内に植える場合、植込地と重複して緑化長さを算出することはできません。

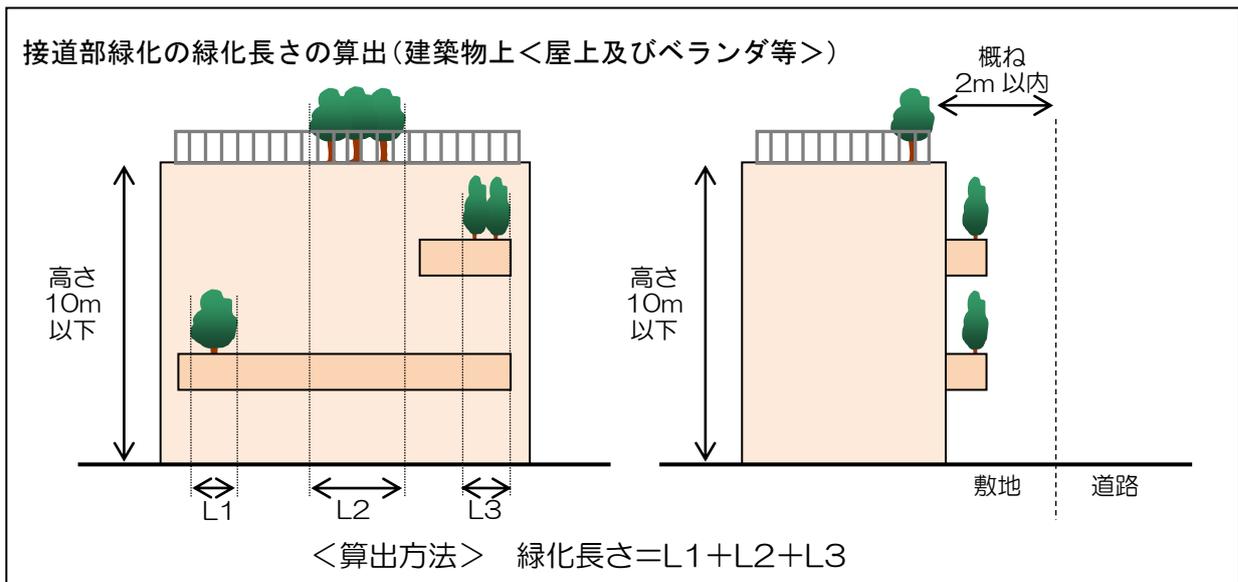
また、それぞれ緑化計画平面図上で樹冠が敷地内に収まり、かつ他の樹木又は建築物等と重ならないで図示できる場合に限りです。



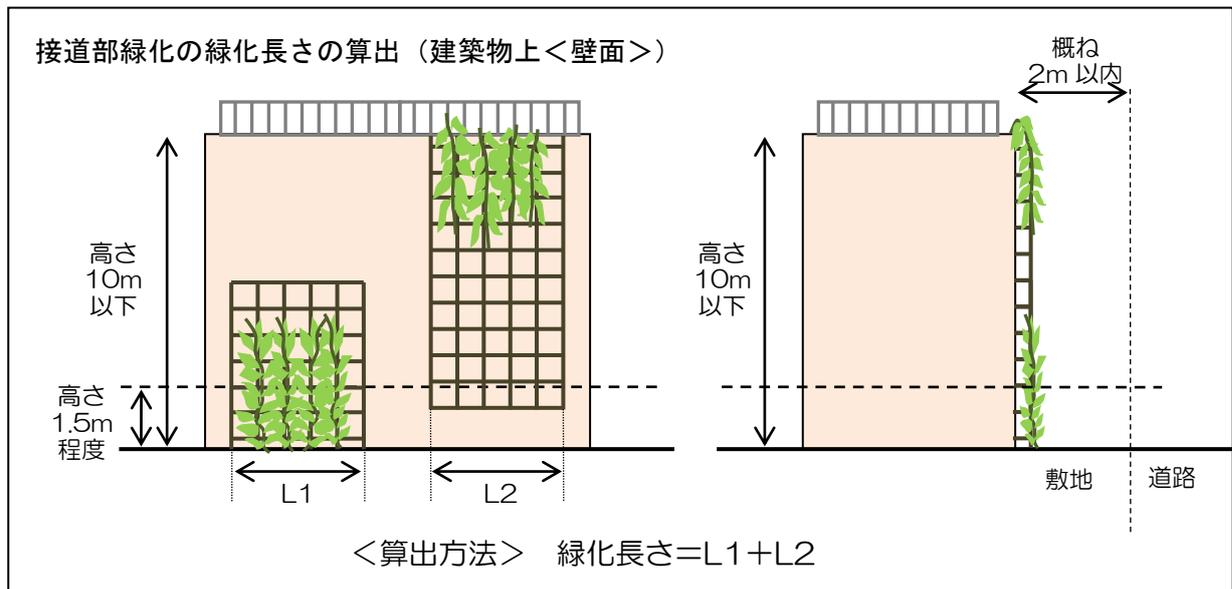
④建築物上

建築物上の緑化を接道部の緑化に適用する場合、緑化長さは以下ようになります。ただし、道路から樹木までの距離は、概ね2m以内としします。

(ア) 道路に面した屋上及びベランダ等で、地上部からの高さ10m以下の場所を樹木で緑化し、かつ道路から容易に視認できる場合は、**①～③**の各長さ（P13・14）とします。



(イ) 道路に面した壁面で、地上部からの高さ10m以下の部分（将来的には地上から1.5m程度の部分まで）を緑化し、かつ道路から容易に視認できる場合は、その水平方向の長さとして算出します。



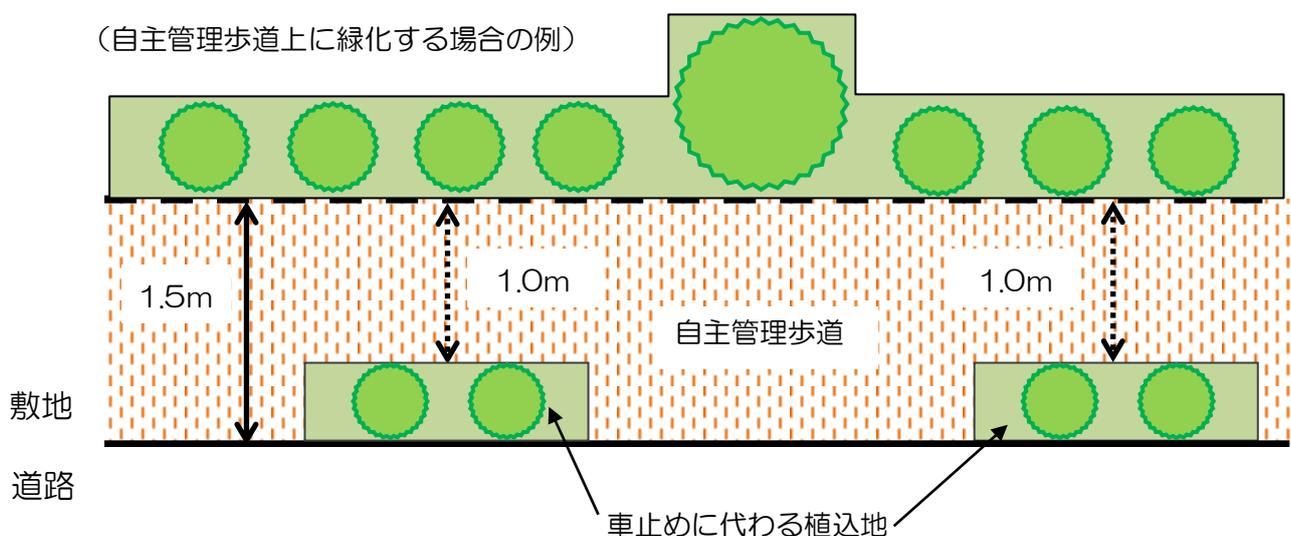
【参考Ⅱ】自主管理歩道内に接道部緑化を計画する場合について

「足立区環境整備基準」の規定により自主管理歩道を設ける場合は、歩道幅を有効で1m以上確保すれば、残りの歩道敷地内で緑化した部分を接道部緑化長さ（及び地上部緑化面積）として算出できます。環境整備基準の適用対象等、詳しくは参考 URL をご参照・もしくは担当課へお問合せください（※緑化の計画については、みどり推進課が担当します）。

参考 URL：「足立区環境整備基準・同細則について」

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/kaihatsu/machi/kaihatsushido/sebikijun.html>

担当課 開発指導課開発指導係（中央館4階） 電話：03-3880-5272



【参考Ⅲ】特殊な敷地形状における接道部緑化について

敷地の計画や形状が特殊な場合、以下を参考にしてください。ただし、それぞれ緑化面積及び緑化長さとして認められるかどうかは、事前に担当者に確認してください。

A. 接道部に駐車スペース等の空地を設ける場合

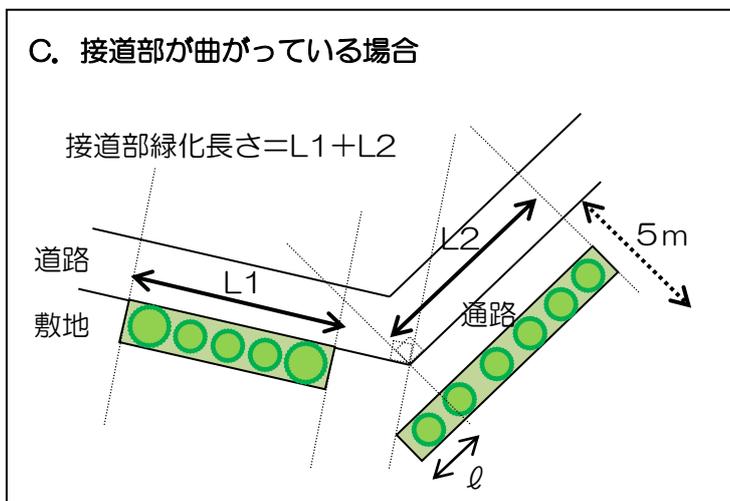
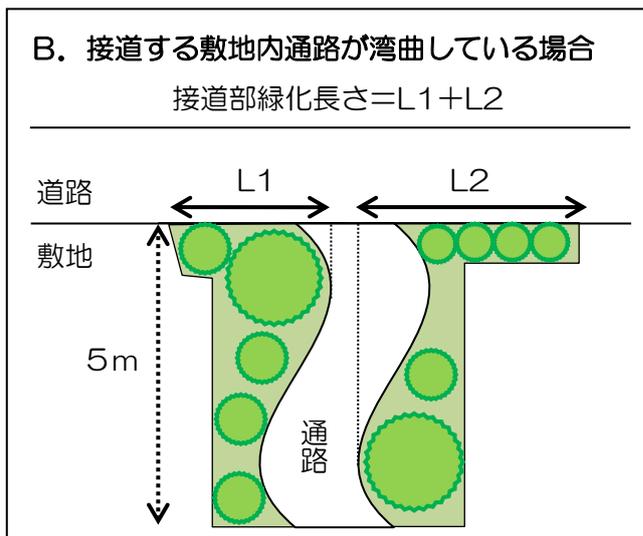
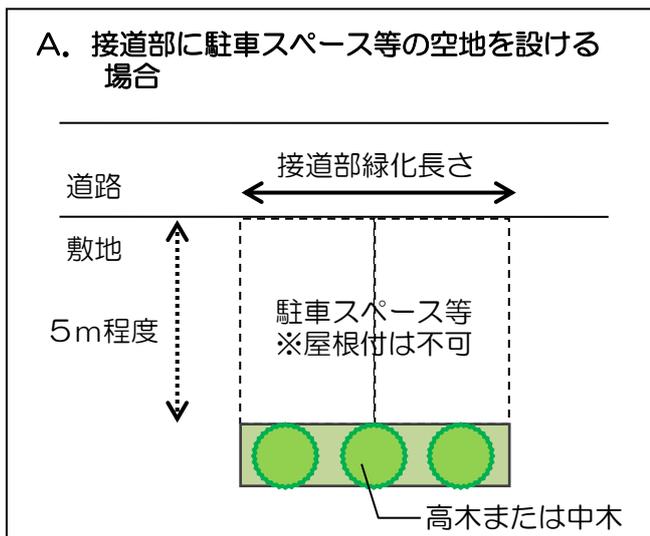
計画敷地内の道路沿いに、駐車スペースや通路等の空地（道路から5m程度）を設ける場合、その奥に高木または中木を植栽する場合、接道部緑化長さとして算出することができます。

B. 接道する敷地内通路が湾曲している場合

接道している計画敷地内の通路が湾曲しておりその通路に沿って植込地等が計画されている場合、道路から5mまでは、植込地等の最も幅の広い部分から道路境界におろした垂線によって接道部緑化長さが決まります。

C. 接道部が曲がっている場合

接道部が曲がっている計画敷地内で、道路から5m以内に通路等の空地及び植込地が配置される場合、その接道部緑化長さは、道路境界からおろした垂線によって決まるものであり、図の l は緑化長さに含まれません。



(3) 建築物上の緑化

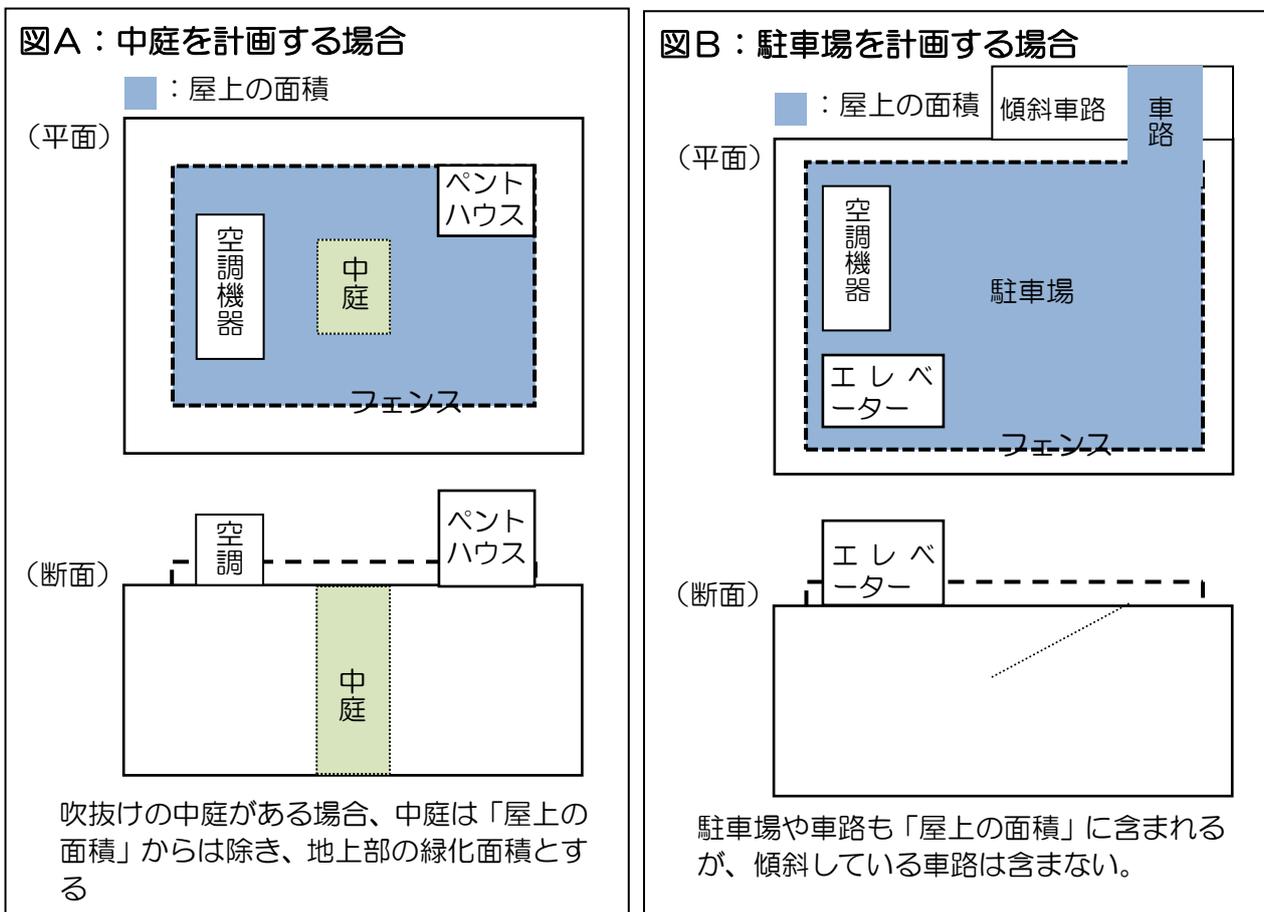
ア 建築物上の緑化の注意点

- ・建築物上の緑化には、屋上及びベランダ等の緑化と、壁面の緑化があります。地上部と同等の永続性を確保できるものとしませんが、ツル植物及び草花等のみの（樹木が1本も植えられていない）植込地であっても、緑化面積とみなします。
- ・可動式植栽基盤（プランター等）を用いる場合は、おおむね容量 100 リットル以上のもの（容易に移動できないもの）を緑化面積の算出対象とします。
- ・建築物内（室内）の緑化や、上部に屋根がある部分の緑化は、建築物上の緑化面積としてみなしません。

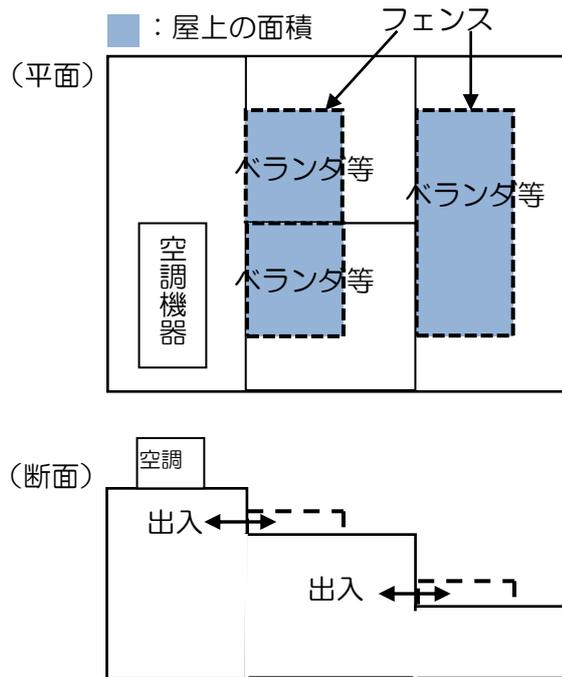
【参考Ⅳ】建築物上の緑化の対象とする「屋上の面積」について

別表3（P9）に書かれている「屋上の面積」の算出に際しては、下記及び図A～Dを参考としてください。個別の計画における、「屋上の面積」の範囲についてご不明な点がある場合は、担当者にお問合せください。

- 高さ 1.1m以上の転落防止柵等で囲われた場所とする。
- 人の出入りは階段やエレベーター等である。
- エレベーターや空調機器などの施設・設備等は「屋上の面積」から除く。

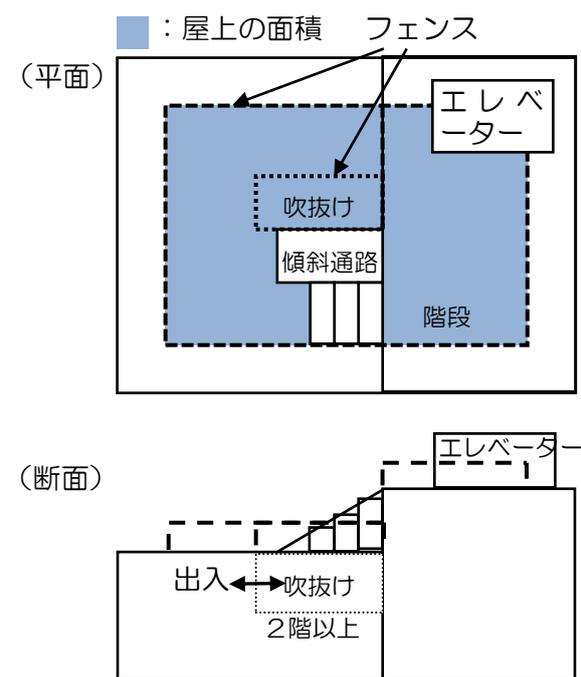


図C：上部に庇等のないバルコニー等を計画する場合



マンション等の、上部に庇等のないバルコニー等（※個人用、共用は問わない）は、「屋上の面積」に含む。

図D：吹抜け部・階段・傾斜通路を計画する場合



吹抜け部が1階以外で出入り可能な場合、吹抜け部は「屋上の面積」に含む。
屋上に傾斜通路や階段が計画されている場合、それらは「屋上の面積」から除く。

イ 緑化面積の算出

[屋上及びバルコニー等]

①植込地

植込地は、縁石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とします。

②既存樹木

(1) 地上部の緑化 イ) 緑化面積の算出 ②既存樹木 (P11) と同様とします。

③単独樹木

(1) 地上部の緑化 イ) 緑化面積の算出 ③単独樹木 (P11) と同様とします。

[壁面]

①既存の壁面緑化

既に樹木、ツル植物及び草花等で被覆されている壁面の面積を緑化面積とします。

②補助資材あり

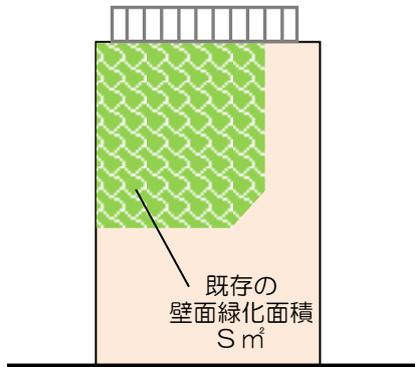
補助資材を設置する場合は、植栽時又は将来において樹木、ツル植物及び草花等による被覆が予想される壁面の植栽基盤又は補助資材の面積を緑化面積とします。

③補助資材なし

壁面をツル植物で緑化する場合で補助資材を設置しない場合は、登はん又は下垂の長さを1mとして算定した面積を緑化面積とします。

建築物上の緑化面積の算出（壁面）

①既存の壁面緑化
 <算出方法>
 緑化面積 = $S \text{ m}^2$

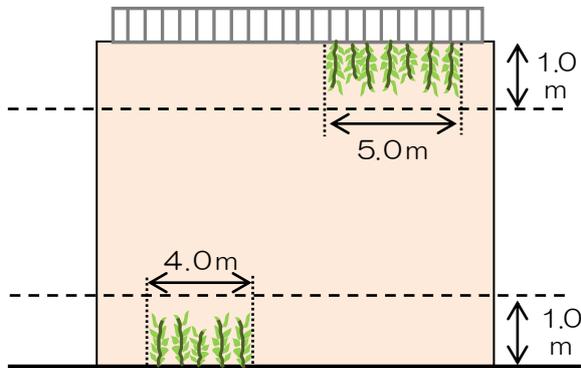
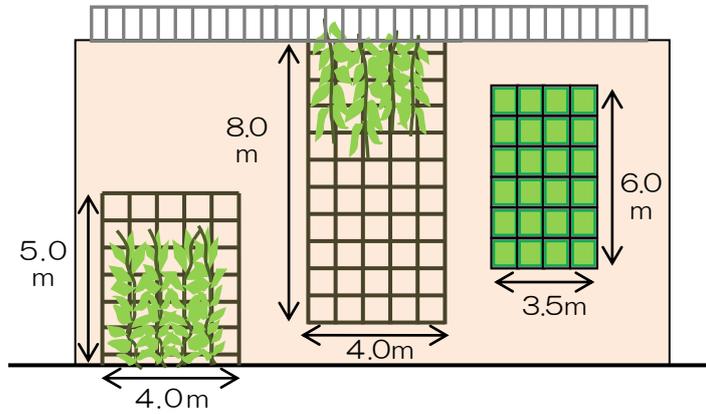


②補助資材あり
 <算出方法>

補助資材の面積： $(5.0 \times 4.0) + (8.0 \times 4.0) = 52.0 \text{ m}^2$

緑化ブロックの面積： $6.0 \times 3.5 = 21.0 \text{ m}^2$

緑化面積： $52.0 + 21.0 = 73.0 \text{ m}^2$



③補助資材なし

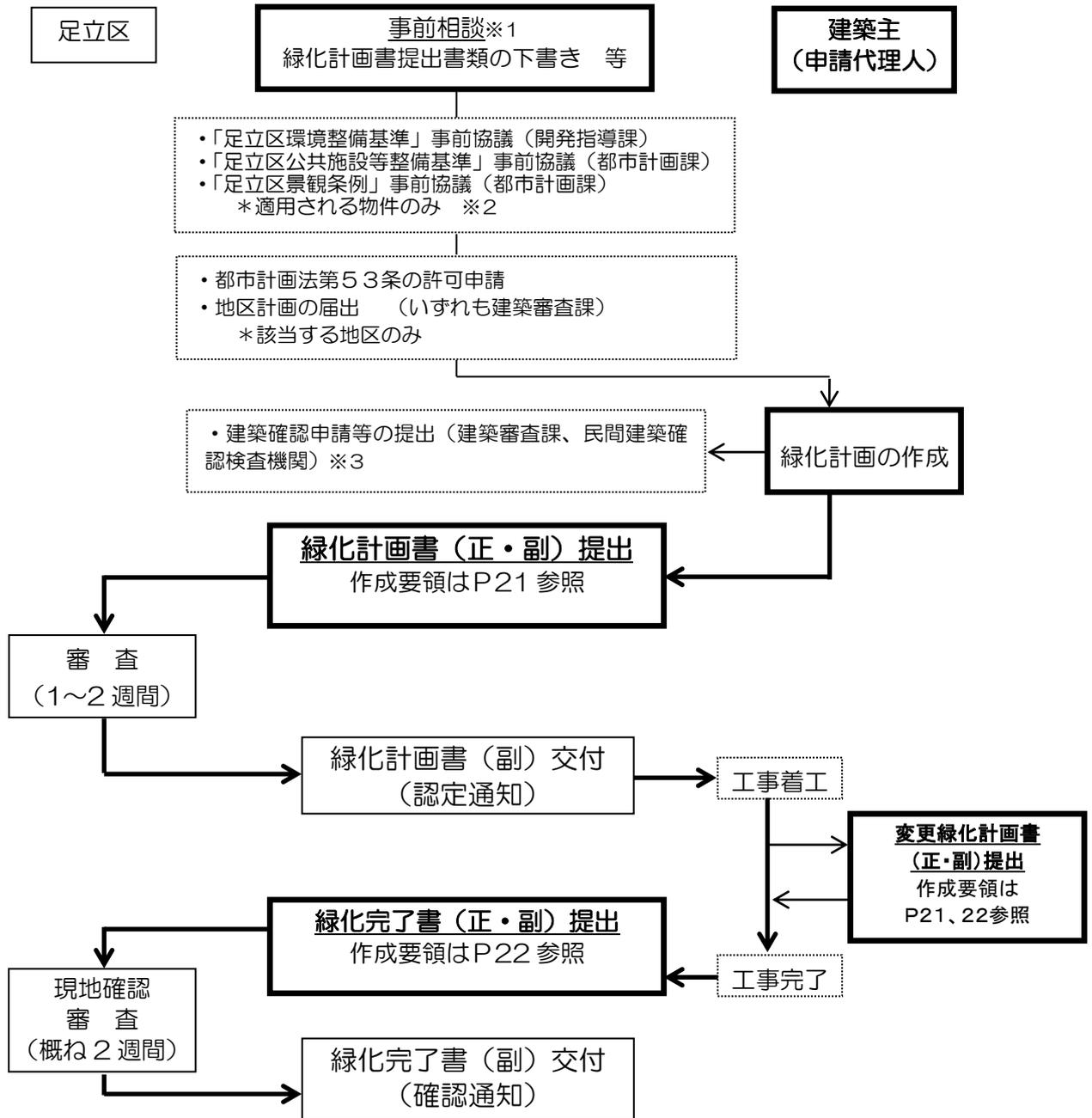
<算出方法>

緑化面積 = $(4.0 \times 1.0) + (5.0 \times 1.0) = 9.0 \text{ m}^2$

6. 手続きの流れ・作成例

(1) 手続きの流れ

ア 緑化計画書・緑化完了書に関する流れ



※1 緑化計画が基準を満たしているか等を事前に相談したい場合は、緑化計画書、緑化平面図、緑化面積等求積図等の下書きを作成して、みどり推進課緑化推進係へお持ちください。公共施設及び国又は地方公共団体が有する敷地内に計画する物件については必ず事前相談を行ってください。来庁の際には、あらかじめ電話等でご予約をお願いします。

※2 「足立区環境整備基準」(開発指導課)、「足立区公共施設等整備基準」(都市計画課)、「足立区景観条例」(都市計画課)が適用される物件については、各担当課で事前協議を行った後に緑化計画書を提出してください。

※3 建築確認申請等の記載事項との照合を行いますので、建築計画概要書の写しを緑化計画書に添付してください。

イ 緑化計画書の作成要領

・作成要領及び部数

「緑化計画書」は、(表1) ①～⑨を順に綴じたものを正・副(コピー可)各1部提出してください。図表は、A4サイズに折って、左端を留めてください。

(表1) 緑化計画書

	図書名	記載内容等	参照
①	緑化計画書	➤ 第11号様式	P23・24、32
②	案内図	➤ 当該地の位置を明示し、所在地を住居表示で記入する。	P25
③	現況平面図	➤ 敷地内の樹木の位置及び規格を記し、保存する樹木は写真を添付する。	P26
④	緑化計画平面図	➤ 敷地境界、建築物、工作物等の位置を明示する。 ➤ 植込地・既存樹木・単独樹木の位置、樹木等の種類・規格・本数等を記入し、植栽本数の標準を満たしているかチェックする。 ➤ 着色等により既存樹木と新規に計画する樹木を明確に区別する。	P27
⑤	緑化面積等計算図表	➤ 緑化計画平面図上の、緑化場所の求積図及び計算表を記載し、基準を満たしているかチェックする。 ※面積の算定は三斜求積を基本とするが、CADによる座標求積も認める(CADにより算定したことを明記する) ➤ 【敷地面積 500 m ² 以上の場合】 接道部長さ及び接道部緑化長さを図上に記入し、接道部長さ、接道部緑化長さ、緑化率の計算式を記載し、基準を満たしているかチェックする。また、フェンス、塀、自転車置場、ごみストッカー等で接道部の緑化基準の適合に関わる場合は、構造・及び位置を明示する。	P28
⑥	屋上平面図(屋根伏図) 【敷地面積 1,000 m ² 以上の場合】	➤ 屋上の構造・利用形態・人の出入り口・転落防止柵の有無等が分かる平面図とし、屋上の面積(人の出入り及び利用可能な部分)の求積図及び計算表を記載する。	P29
⑦	建築物立面図	➤ 建築物の形状が分かるものを2面以上添付する。 ➤ 庇等の位置を明示する。	—
⑧	その他の図面	➤ 【敷地面積 500 m ² 以上かつ1階部分に複数の用途がある場合】 1階部分の主たる用途を確認するため、各用途の面積比を示した1階部分の平面図を添付する。 ➤ 【建築物上緑化を計画する場合】 屋上及びベランダ等の緑化の場合は緑化断面の構造・土壌厚・転落防止柵の形状及び高さ等を示した断面図、壁面緑化の場合は壁面又は補助資材の構造及び高さを示した断面図を、それぞれ添付する。	—
⑨	建築計画概要書の写し(正本のみ)		—

・認定通知

緑化計画書の内容が、基準に適合するものであれば認定し、「緑化計画書(副)」を交付することにより通知します。

・認定後の内容変更等

認定通知後に、緑化計画書の内容を変更しようとするときは、速やかに「変更緑化計画書」(表2)を提出してください。

【変更緑化計画書が必要な場合】

- ・事業者が変更となる場合（※代表者名が変わるだけの場合は不要）
- ・緑化面積又は緑化長さの変更が緑化基準への適合に関わる場合
- ・その他区長が必要と認める場合

※軽微な変更（樹種の変更、植栽場所の一部の変更、代理人の変更等）の場合は、緑化完了書提出時の報告等により、変更手続きを省略できます。

(表2)変更緑化計画書

	図書名	記載内容等	参照
①	変更緑化計画書	▶ 第12号様式（表・裏）	P33・34
②	その他の図面・書類	▶ 変更内容に応じて、必要な図面を添付する。 ▶ 【事業者が変更となる場合】「建築主等変更届」の写しを添付する。	—
③	建築計画概要書の写し【変更がある場合】	▶ 敷地面積、建築面積、法定建ぺい率等に変更が生じた場合は、添付する。	—
④	変更前の緑化計画書（副）の写し		—

ウ 緑化計画書の取り下げ

緑化計画書認定通知後に、事業計画を中止した場合は、「緑化計画取下げ届」（別記様式）を提出してください。

エ 緑化完了書の作成要領

- ・作成要領及び部数

「緑化完了書」は、(表3) ①～⑤を順に綴じたものを正・副（コピー可）各1部提出してください。図表は、A4サイズに折って、左端を留めてください。

(表3)緑化完了書

	図書名	記載内容等	参照
①	緑化完了書	▶ 第13号様式 ▶ 【軽微な変更がある場合】第12号様式裏面を添付する	P35 (P34)
②	緑化完了平面図	▶ 緑化計画書の緑化計画平面図に準じて作成し、軽微な変更を行った場合には変更内容を図内に記入すること。 ▶ 数値は実測を記入。 ▶ 写真の撮影方向、撮影番号を記入する。	P30
③	その他の図面	▶ 変更内容に応じて、必要な図面を添付する。	—
④	完了写真 *副本には省略可	▶ 至近距離から撮影したカラー写真をA4サイズの用紙に添付し、②の図面と対応させた記号を記入する。写真は、緑化の状況が確認できるよう撮影されたものとする。接道部緑化は、道路から撮影したものを含める。	—
⑤	建築計画概要書の写し【変更がある場合】	▶ 敷地面積、建築面積、法定建ぺい率等に変更が生じた場合は、添付する。	—

- ・緑化完了の確認

緑化完了書が提出された後、原則として現地の確認を行い、緑化計画書のとおり緑化がされていることを確認したときは、「緑化完了書（副）」を交付することにより通知します。

(2) 提出書類の作成例

ア 緑化計画書（記入上の注意）

第11号様式(第15条関係)

法人の場合は名称及び代表者名を記入

計画書番号 ー

緑化計画書

足立区緑の保護育成条例施行規則第15条の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

(提出先) 足立区長

(代理人) 〒

住所

電話

氏名

担当者:

住所

電話

氏名

印

印

印

・正本は朱印を押印
(副本はコピー可)
・法人の場合は代表者印を押印

担当者を記入

建築確認申請上の主要用途を記入

緩和規定による割合を含める。地区計画の制限が適用される場合は、地区計画の建ぺい率とする。

住居表示で記入

区のHPからダウンロードしたエクセル版を活用される場合は、P8を参考に番号を選択してください。

計画段階で未定の場合は「未定」と記入

完成予定年月を記入

この緑化計画書は、足立区ホームページから書式をダウンロードすることができます
<http://www.city.adachi.tokyo.jp/midori/machi/midori/ryokukakekaku.html>

名称					
所在地	足立区				
建設の種類	緑地管理者				
法定建ぺい率	敷地面積	建築面積	屋上面積(利用可能部分)	接道延長	
%	m ²	m ²	m ²	m	E
基準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ(率)	
A	m ²	B	C=A+B	D	m (%)

◎緑化計画の策定に当たっては、①≧A, ④≧B, ⑥≧C, ⑦≧Dとなるようにしてください

緑化面積	地上部	樹木の緑化面積		高木	中木		
	既存樹木	m ²		本	本		
	植栽樹木	m ²		本	本	本	本
	計	①	m ²	本	本	本	本
	建築物上	樹木(固定式植栽基盤)の面積		芝・草花等の面積		計	
	屋上	m ²		m ²		m ²	
	壁面			m ²		m ²	
	計	②	m ²	③	m ²	④=②+③	m ²
	合計	⑤=①+②	m ²	③	m ²	⑥=③+⑤	m ²
	緑化面積の振替	建築物上(又は地上部)緑化が困難な理由		振替面積	振替場所	<input type="checkbox"/> 建築物上から地上部へ <input type="checkbox"/> 地上部から建築物上へ	

接道部緑化	地上部	建築物上	緑化長さ合計	緑化率
	m	m	⑦	⑧=⑦/E
			m	%

◎完了予定年月

受付印

様

完成予定年月を記入

年 月 日

上記のとおり認定しました。

足立区長 印

イ 緑化計画書（記入例）

第 11 号様式（第 15 条関係）

計画書番号 ー (正・副)

緑 化 計 画 書

足立区緑の保護育成条例施行規則第 15 条の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

(提出先)

平成 27 年 10 月 1 日

足立区長

[代理人]

[事業者]

〒 000-0000

〒 000-0000

住 所 東京都足立区△△1-1-1

住 所 東京都足立区▽▽2-2-2

電 話 03-××××-××××

電 話 03-□□□□-□□□□

氏 名 株式会社 ○○設計事務所
代表取締役 山田×夫

氏 名 足立 緑太郎

印

印

担当者 鈴木

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者)

名 称	(仮称) 足立緑太郎様マンション新築工事				
所 在 地	足立区 ▽▽2-2-3				
建設の種類	共同住宅		緑地管理者	足立 緑太郎	
法定建ぺい率	敷地面積	建築面積	屋上面積 (利用可能部分)	接道延長	
80.00 %	1872.36 m ²	1092.00 m ²	192.10 m ²	E	92.60 m
基準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ (率)	
A	134 m ²	B 38 m ²	C=A+B 172 m ²	D 55 m (60 %)	

◎緑化計画の策定に当たっては、①≧A、④≧B、⑥≧C、⑦≧Dとなるようにしてください。

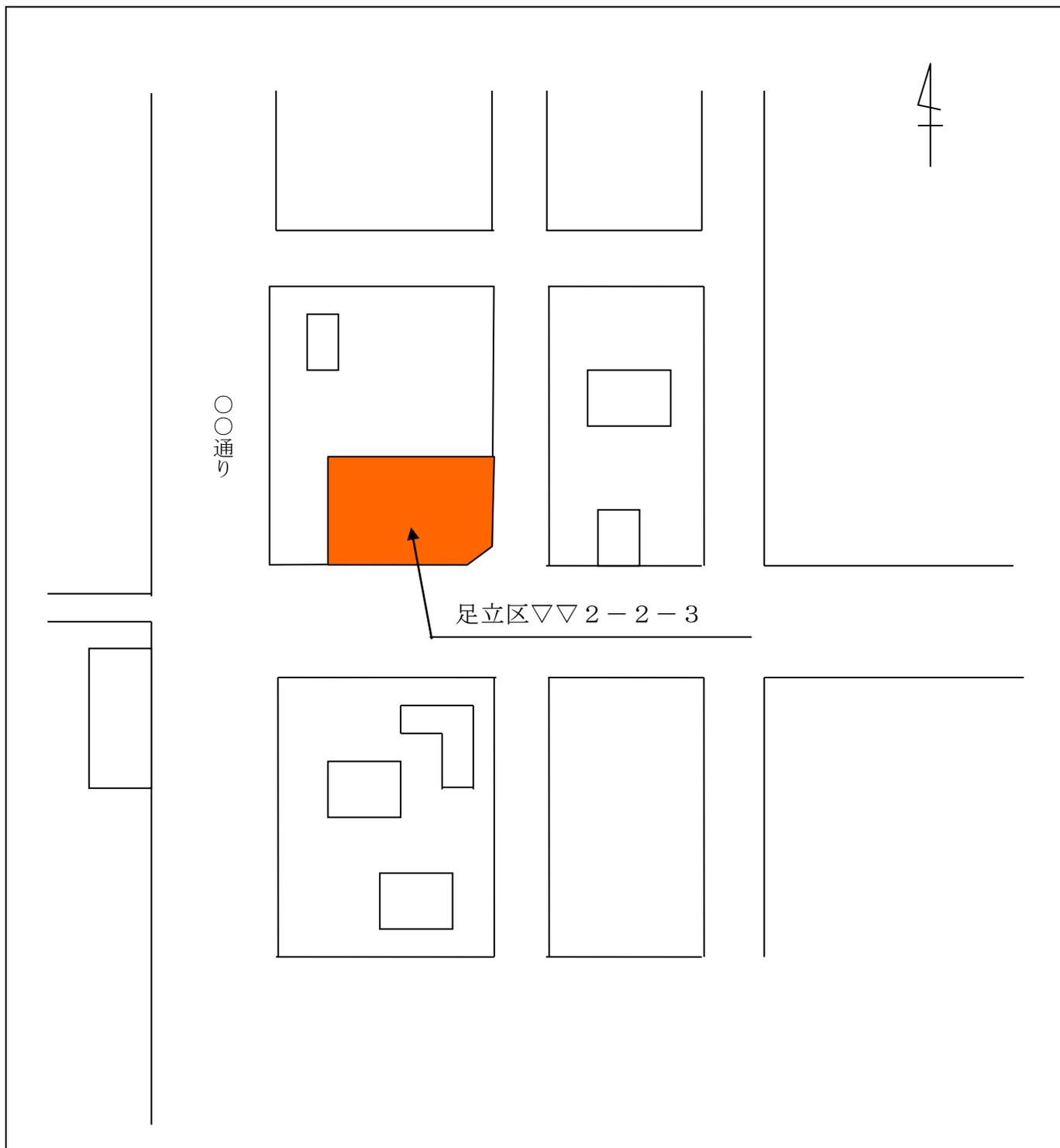
緑 化 面 積	地 上 部	樹木の緑化面積		高 木	中 木	低 木	計
	既存樹木	6.00 m ²		2 本	0 本	0 本	2 本
	植栽樹木	224.33 m ²		13 本	31 本	111 本	155 本
	計	①	230.33 m ²	15 本	31 本	111 本	157 本
	建築物上	樹木(固定式植栽基盤)の面積		芝・草花等の面積		計	
	屋 上	0.00 m ²		81.62 m ²		81.62 m ²	
	壁 面	0.00 m ²		m ²		m ²	
	計	②	0.00 m ²	③	81.62 m ²	④=②+③	81.62 m ²
	合 計	⑤=①+②	230.33 m ²	③	81.62 m ²	⑥=③+⑤	311.95 m ²
	緑化面積 の振替	建築物上 (又は地上部) 緑化が困難な理由		振替面積	振替	□建築物上から地上部へ □地上部から建築物上へ	
接道部緑化	地 上 部	建 築 物 上	緑化長さ合計		緑 化 率		
	57.70 m	m	⑦	57.70 m	⑧=⑦/E 62.31 %		

◎ 完了予定年月日 平成28年8月25日

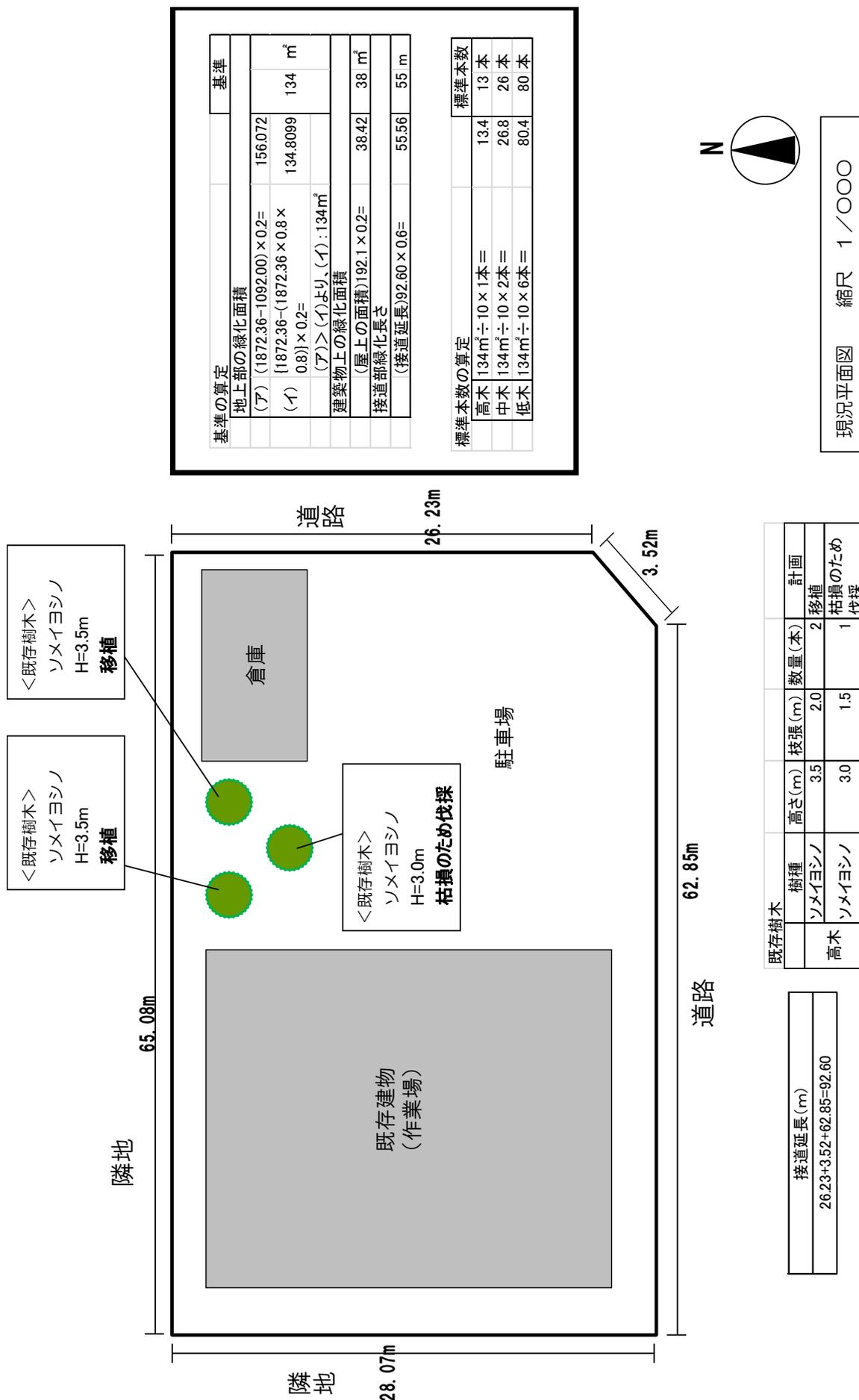
受付印	足立 緑太郎 様	年 月 日
	上記のとおり認定しました。	足立区長 印

備考 案内図、現況平面図、緑化計画平面図(屋上も含む)、緑化面積等計算図表、緑化計画断面図、建築物立面図を添付すること。

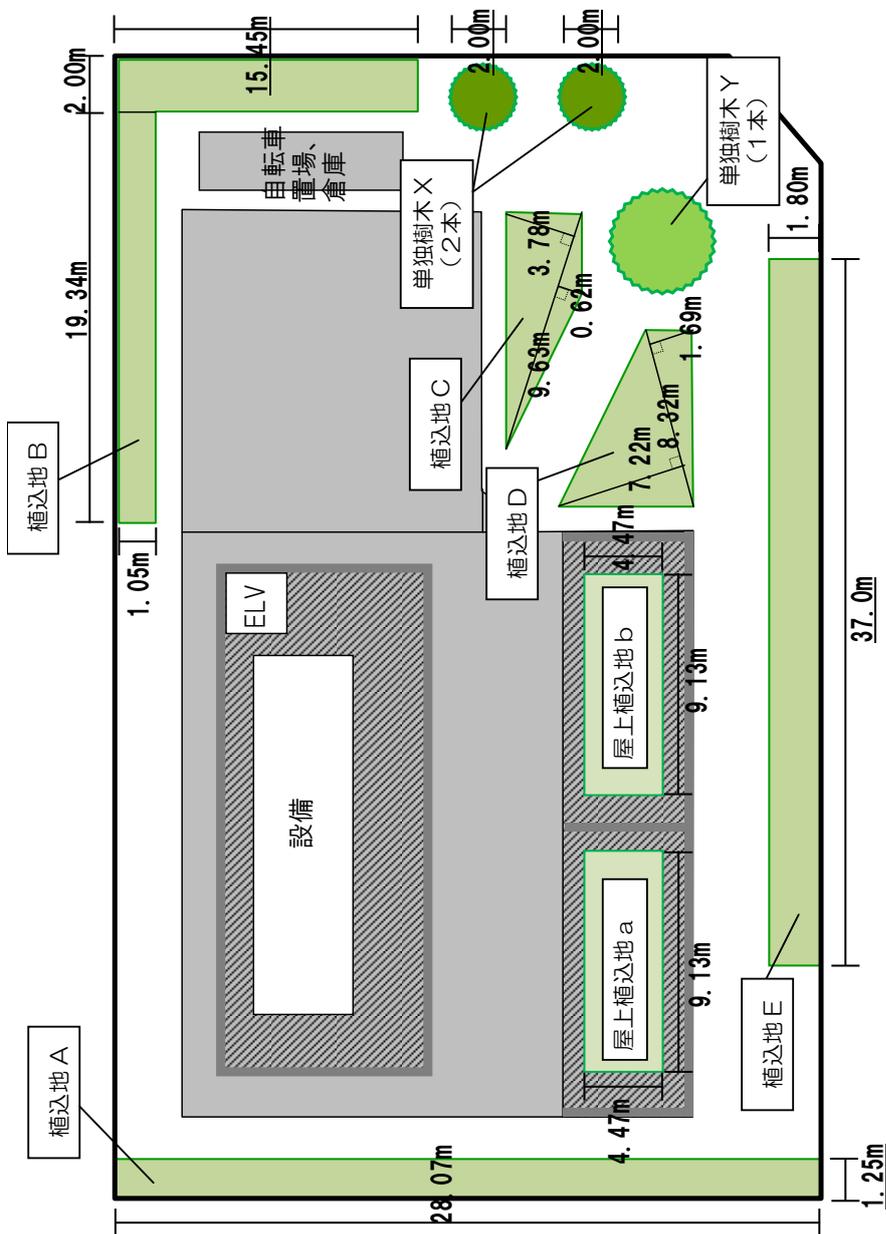
ウ 案内図（作成例）



エ 現況平面図（作成例）



カ 緑化面積等計算図表 (作成例)



地上部緑化面積		既存樹木の緑化面積(m ²)	植栽樹木の緑化面積(m ²)
植込地A	1.25*28.07=35.0875	/	35.0875
植込地B	19.34*1.05=20.307		51.207
植込地C	2.00*15.45=30.9		21.186
植込地D	9.63*3.78 ÷ 2 = 18.2007		/
植込地E	9.63*0.62 ÷ 2 = 2.9853		
植込地F	8.32*7.22 ÷ 2 = 30.0352	/	37.0656
植込地G	8.32*1.69 ÷ 2 = 7.0304		72.0
単独樹木X (高木2本)	3.0*2=6.0	6.0	/
単独樹木Y (高さ4.5m 1本)	[(4.5*0.7) ÷ 2] * (4.5*0.7) ÷ 2	7.7891625	
計	*3.14=7.7891625	60	224.3352625
地上部緑化面積合計		230.33	

チェック表	植栽樹木の緑化面積	既存樹木の緑化面積	植栽樹木の緑化面積	植栽樹木の緑化面積
地上部の緑化面積 (基準) 134㎡	<	(計画) 230.33㎡	OK	OK
建築物上の緑化面積 (基準) 42㎡	<	(計画) 81.62㎡	OK	OK
接道部緑化長さ (基準) 55m	<	(計画) 60.7m	OK	OK
接道部の緑化は、道路側にフェンス・塀等無し				
緑化面積に含めていない場所の上部に庇等無し				
植込地内に砕石・砂利等は敷均し無し				

建築物上緑化面積	樹木の緑化面積(m ²)	芝・草花等の緑化面積(m ²)
屋上植込地 a	9.13*4.47=40.8111	0
屋上植込地 b	9.13*4.47=40.8111	0
計	81.6222	0
建築物上緑化面積合計	81.62	

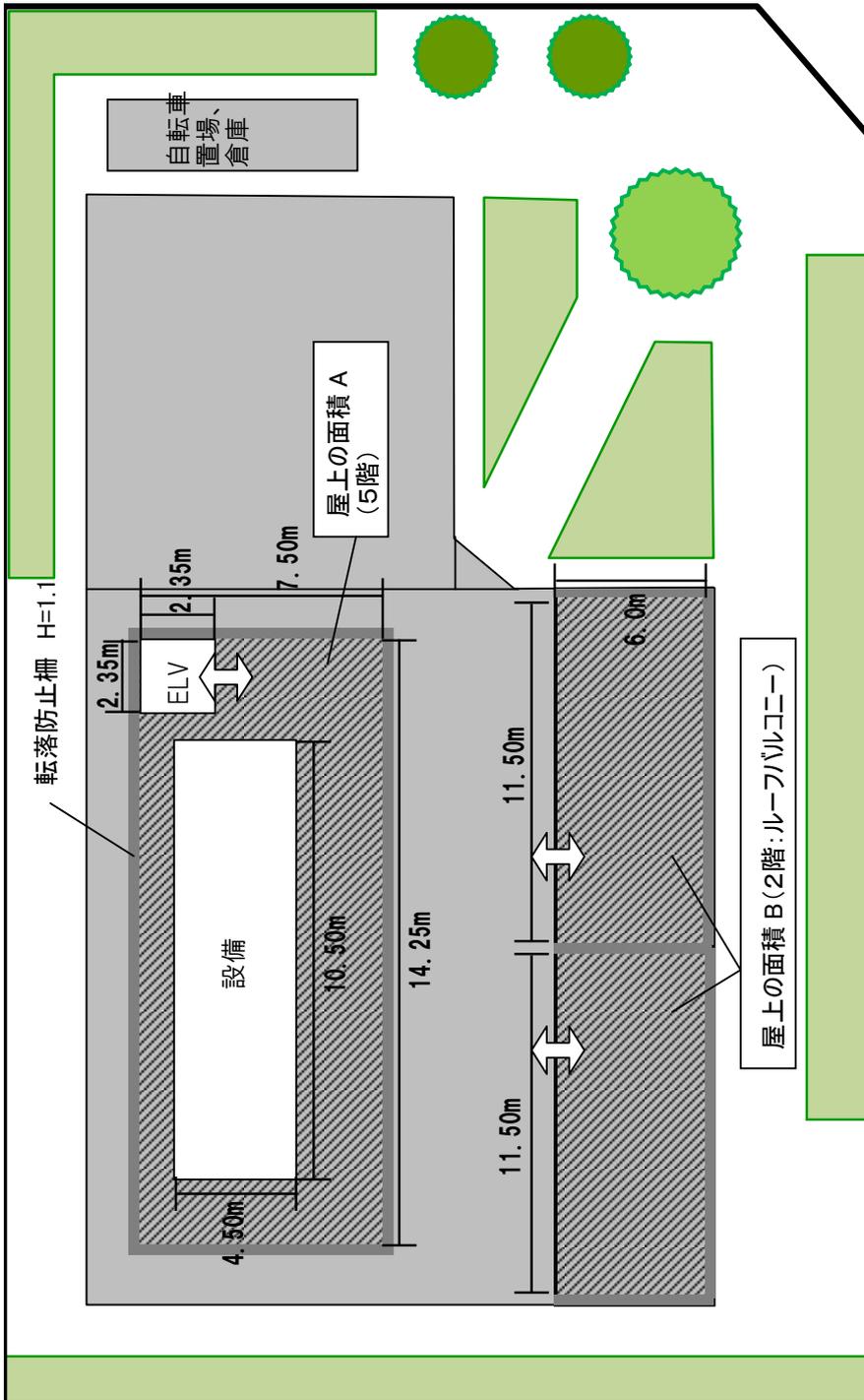
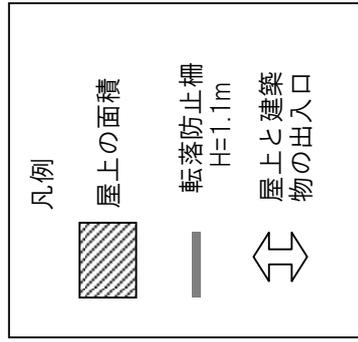
※面積は合計値の小数点以下第三位を切り捨て算定とする

接道部緑化長さ(m)	1.25+37.0+2.0+2.0+15.45=57.7
------------	------------------------------



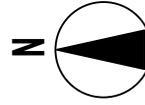
緑化面積求積図 縮尺 1/1000

キ 屋上平面図（作成例）



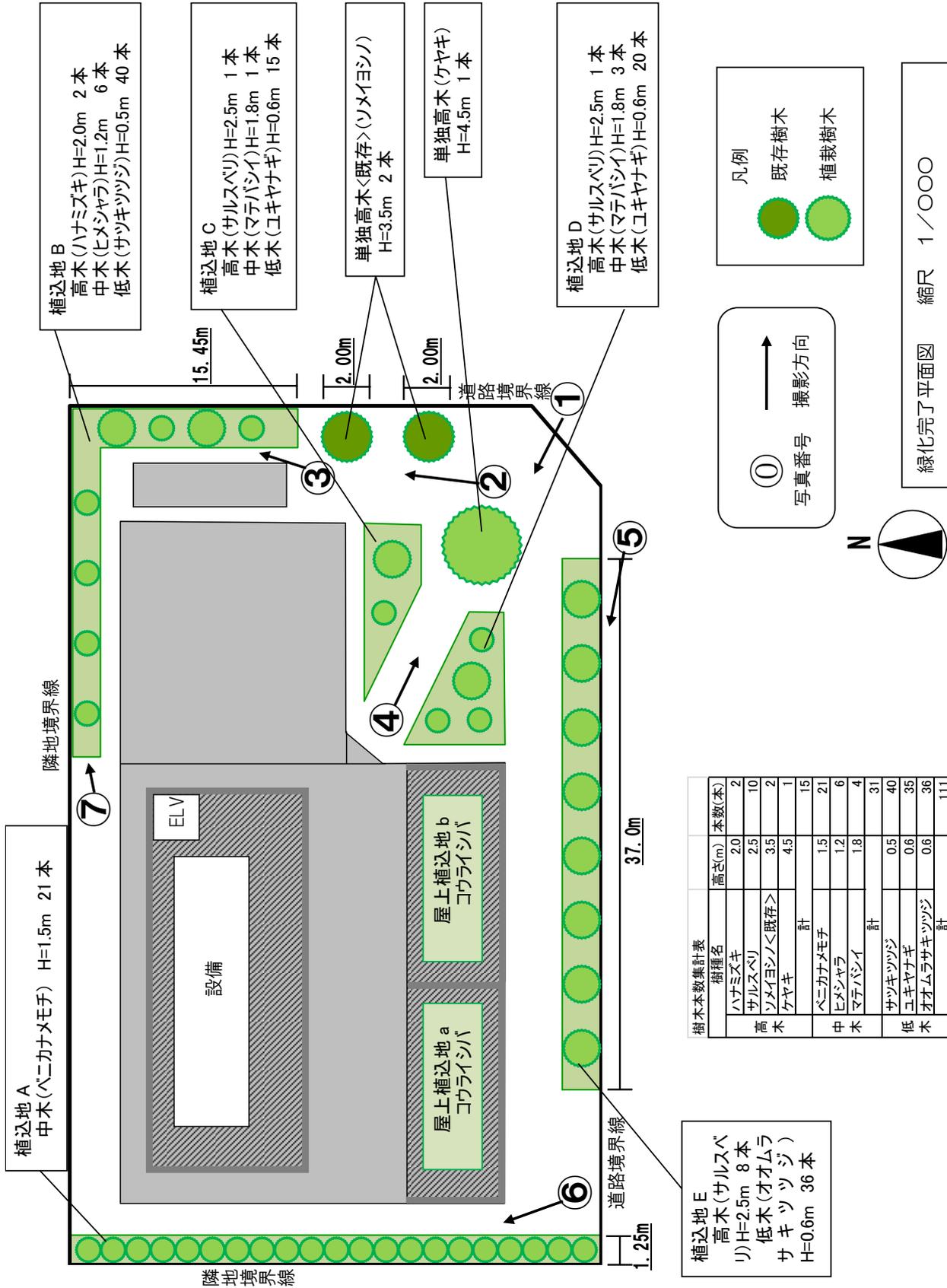
屋上の構造	5階:屋上 2階:ルーフトバルコニー
利用形態	5階:管理者のみ出入 2階:共有スペースから住人が出入
人の出入口	5階:エレベーター 2階:ガラス戸
安全柵の有無	5階:有 H=1.1m 2階:有 H=1.1m

屋上の面積 (㎡)		106.875
14.25*7.50=		106.875
屋上の面積A (控除)設備	4.50*10.50=	47.25
(控除)ELV	2.35*2.35=	5.5225
	計	54.1025
屋上の面積B	11.50*6.0=	138
	合計	192.10



屋上平面図 縮尺 1/1000

ク 緑化完了平面図（作成例）



各種様式

第 11 号様式 (第 15 条関係)

計画書番号 ー (正・副)

緑化計画書

足立区緑の保護育成条例施行規則第 15 条の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

(提出先) 足立区長 平成 年 月 日

[代理人] 〒 住所 電話 氏名 担当者
 [事業者] 〒 住所 電話 氏名 印
 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者)

名 称					
所 在 地	足立区				
建設の種類				緑地管理者	
法定建ぺい率	敷地面積	建築面積	屋上面積 (利用可能部分)	接道延長	
%	m ²	m ²	m ²	E	m
基準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ (率)	
A	m ²	B	m ²	C=A+B	m ² D m (%)

◎緑化計画の策定に当たっては、①≧A、④≧B、⑥≧C、⑦≧Dとなるようにしてください。

緑 化 面 積	地 上 部	樹木の緑化面積	高 木	中 木	低 木	計
	既存樹木	m ²	本	本	本	本
	植栽樹木	m ²	本	本	本	本
	計	①	本	本	本	本
	建築物上	樹木(固定式植栽基盤)の面積	芝・草花等の面積		計	
	屋 上	m ²	m ²		m ²	
	壁 面	m ²	m ²		m ²	
	計	②	③	m ²	④=②+③	m ²
	合 計	⑤=①+②	③	m ²	⑥=③+⑤	m ²
	緑化面積 の振替	建築物上 (又は地上部) 緑化が困難な理由		振替面積	振替 場所	□建築物上から地上部へ □地上部から建築物上へ
			m ²			
接道部緑化	地 上 部	建 築 物 上	緑化長さ合計		緑 化 率	
	m	m	⑦		⑧=⑦/E	
			m		%	

◎ 完了予定年月日 _____

受付印	様
	年 月 日
	上記のとおり認定しました。
	足立区長 近藤 弥生 印

備考 案内図、現況平面図、緑化計画平面図 (屋上も含む)、緑化面積等計算図表、緑化計画断面図、建築物立面図を添付すること。

変更緑化計画書

足立区緑の保護育成条例施行規則第16条の規定により、下記のとおり緑化計画書を提出します。

(提出先) 平成 年 月 日
 足立区長
 (代理人) 〒 [事業者] 〒
 住 所 住 所
 電 話 電 話
 氏 名 氏 名
 印 印
 担当者 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者)

名 称					
所 在 地	足立区				
建設の種類				緑地管理者	
法定建ぺい率	敷地面積	建築面積	屋上面積(利用可能部分)	接道延長	
%	m ²	m ²	m ²	E	m

基準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ(率)
A	m ²	B	m ²	C=A+B
				D
				m (%)

◎緑化計画の策定に当たっては、①≧A, ④≧B, ⑥≧C, ⑦≧Dとなるようにしてください。

緑 化 面 積	地 上 部	樹木の緑化面積	高 木	中 木	低 木	計
	既存樹木	m ²	本	本	本	本
	植栽樹木	m ²	本	本	本	本
	計	①	本	本	本	本
	建築物上	樹木(固定式植栽基盤)の面積	芝・草花等の面積		計	
	屋 上	m ²	m ²		m ²	
	壁 面	m ²	m ²		m ²	
	計	②	③	m ²	④=②+③	m ²
	合 計	⑤=①+②	③	m ²	⑥=③+⑤	m ²
	緑化面積の振替	建築物上(又は地上部)緑化が困難な理由		振替面積	振替場所	<input type="checkbox"/> 建築物上から地上部へ <input type="checkbox"/> 地上部から建築物上へ
			m ²			
接道部緑化	地 上 部	建 築 物 上	緑化長さ合計		緑 化 率	
	m	m	⑦		⑧=⑦/E	
			m		%	

◎完了予定年月日 _____

受付印	<p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり認定しました。</p> <p style="text-align: right;">足立区長 近藤 弥生 印</p>
-----	--

備考 案内図、現況平面図、緑化計画平面図(屋上も含む)、緑化面積等計算図表、緑化計画断面図、建築物立面図を添付すること。

(裏面)

緑化計画書変更理由	
-----------	--

変更項目	変更前	変更後

緑化完了書

足立区緑の保護育成条例施行規則第18条の規定により、下記のとおり緑化完了書を提出します。

(提出先) 足立区長 平成 年 月 日

〔代理人〕 〒 〔事業者〕 〒

住所 住所

電話 電話

氏名 氏名

担当者 印 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者) 印

名称					
所在地	足立区				
建設の種類				緑地管理者	
法定建ぺい率	敷地面積	建築面積	屋上面積(利用可能部分)	接道延長	
%	m ²	m ²	m ²	E	m

基準	地上部の緑化面積	建築物上の緑化面積	緑化面積計	接道部緑化長さ(率)
A	m ²	B	C=A+B	D m (%)

◎緑化計画の策定に当たっては、①≧A, ④≧B, ⑥≧C, ⑦≧Dとなるようにしてください。

緑化面積	地上部	樹木の緑化面積	高木	中木	低木	計
	既存樹木	m ²	本	本	本	本
	植栽樹木	m ²	本	本	本	本
	計	① m ²	本	本	本	本
	建築物上	樹木(固定式植栽基盤)の面積	芝・草花等の面積		計	
	屋上	m ²	m ²		m ²	
	壁面	m ²	m ²		m ²	
	計	② m ²	③	m ²	④=②+③	m ²
	合計	⑤=①+②	③	m ²	⑥=③+⑤	m ²
	緑化面積の振替	建築物上(又は地上部)緑化が困難な理由		振替面積	振替場所	<input type="checkbox"/> 建築物上から地上部へ <input type="checkbox"/> 地上部から建築物上へ
接道部緑化	地上部	建築物上	緑化長さ合計		緑化率	
	m	m	⑦ m		⑧=⑦/E %	

◎ 計画書受付日 _____ (計画書番号 - -)

受付印	様
	年 月 日
	上記のとおり認定しました。
	足立区長 近藤 弥生 印

備考 緑化完了平面図、立面図(建築物緑化を行った場合)、緑化面積等計算図表、完了写真(正本のみ)を添付すること。

年 月 日

(提出先)
足立区長

緑化計画書取下げ届

事業主 住所
氏名 印
電話

下記の事由に伴い、緑化計画書を取り下げます。

記

1. 対象となる緑化計画書 No. ー

認定年月日 年 月 日

2. 取下げ事由

以上

收受印	年 月 日
	上記の緑化計画書について、取下げ届を受理しました。

関連条例・規則・要綱

○足立区緑の保護育成条例

昭和51年7月10日条例第39号
(改正) 平成21年3月25日条例第30号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 緑の保護（第10条—第17条）

第3章 緑の育成（第18条—第20条）

第4章 雑則（第21条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、緑の保護及び育成（以下「緑化」という。）に必要な措置を講ずることにより、区民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「緑」とは、樹木、樹林、草花等をいう。

（区長の責務）

第3条 区長は、あらゆる施策を通じて緑化に最大の努力を払わなければならない。

（基本計画の策定及び実態調査）

第4条 区長は、緑化に関する基本計画を策定するとともに、規則で定める期間ごとに緑の実態調査を行い、これを公表しなければならない。

（知識の普及）

第5条 区長は、緑化に関する知識の普及を図るとともに、緑の必要性について区民の理解を深めるよう努めなければならない。

（区民の責務）

第6条 区民は、自ら進んで緑化に努めるとともに、区が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

（緑の協力員）

第7条 区に、緑の協力員を置く。

2 緑の協力員は、区の緑化に関する施策に協力するとともに、自ら緑化推進運動を進めなければならない。

（緑化推進団体の育成）

第8条 区長は、区民が組織する緑化に関する実践団体に対し、その活動に必要な助言及び技術上の指導を行うことができる。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、事業活動に当たっては、区民の環境を損なうことのないよう緑化に努めるとともに、区が実施する緑化に関する施策に協力しなければならない。

第2章 緑の保護

（樹木等の保存）

第10条 何人も、現存する樹木及び樹林（以下「樹木等」という。）を保存するよう努めなければならない。やむを得ず伐採するときは、規則で定める行為を除き、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。

（保存樹木等の指定）

第11条 区長は、規則で定める基準に該当する樹木等について、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の申請に基づき、保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

（標識の設置）

第12条 区長は、前条の規定により保存樹木等を指定したときは、その保存樹木等にその旨の標識を設置するものとする。

（保存義務）

第13条 保存樹木等の所有者等は、その保存樹木等を良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 何人も、保存樹木等が大切に保護されるよう協力しなければならない。

（届出事項）

第14条 保存樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

（1）保存樹木等の所有者等又は所有者等の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

（2）保存樹木等が滅失又は枯死したとき。

（3）その他保存樹木等に異変があったとき。

（指定解除）

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

（1）前条第2号の届出があったとき。

（2）保存樹木等の所有者等から真にやむを得ない事由に基づき指定解除の申請があったとき。

（3）その他区長が必要と認めたとき。

（補助）

第16条 区長は、保存樹木等の所有者等に対し、必要と認めたときは予算の範囲内で保存費用の一部を補助することができる。ただし、国、他の地方公共団体等の所有又は管理するものは、この限りでない。

（農地の保全）

第17条 区長は、特に緑地として確保することが必要な農地については、その保全に努めるものとする。

第3章 緑の育成

（施設の緑化）

第18条 区内に建築物の新築、改築、増築その他の規則で定める行為を行おうとする者は、規則で定める基準によりその敷地内の緑化に努めなければならない。

2 既存の建築物等の所有者等は、その物件が規則で定める規模以上を有する場合、前項の基準によりその敷地内の緑化に努めるものとする。

3 区長は、前2項の目的を達成するため、必要な助言を行うことができる。

(公共施設の緑化)

第19条 区長は、区が設置し、又は管理する道路及び公園等について、規則で定める基準に適合するよう緑化に努めなければならない。

2 国、他の地方公共団体等は、その設置し、又は管理する道路及び公園等について、前項の基準に準じて緑化に努めなければならない。

(緑の協定)

第20条 区長は、規則で定める面積以上の敷地を有する区内の事業所、工場等(以下「事業所」という。)から申出があったときは、その事業所と緑の育成に関する協定(以下「緑の協定」という。)を結ぶことができる。

2 区長は、区内の一定地域の住民(以下「地域住民」という。)がその合意に基づき、その地域内の所有又は管理する土地について緑の育成を行うことを決定したときは、申出によりその地域住民と緑の協定を結ぶことができる。

3 緑の協定を結んだ事業所又は地域住民は、その緑の協定の定めるところに従って緑の育成を行わなければならない。

4 区長は、緑の協定を結んだ事業所又は地域住民に対し、必要な援助を行うことができる。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条及び第20条の規定は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月25日条例第30号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

○足立区緑の保護育成条例施行規則 【抜粋】

昭和51年7月10日規則第34号

(省略)

(改正)平成22年10月12日規則第69号

(代替植栽義務の対象とならない行為)

第4条 条例第10条に規定する規則で定める行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 除伐、間伐、整枝等樹木の保護及び育成のために通常行われる樹木の伐採
- (2) 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採
- (3) 施設の保守の支障となる樹木の伐採

(緑化の対象となる行為)

第14条 条例第18条第1項に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、同項に規定する行為を行おうとする者が、国又は地方公共団体である場合は、次の各号に掲げる面積又は収容能力の数値にかかわらず、当該各号に掲げる行為のすべてとする。

- (1) 面積が200平方メートル以上の敷地において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物並びに第88条第1項及び第2項に規定する工作物を新築、改築又は増築すること。
- (2) 自動車等の収容能力が20台以上の駐車場を新設又は変更すること。

(緑化の基準)

第14条の2 条例第18条第1項に規定する規則で定める基準(以下「緑化基準」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地上部(敷地のうち、建築物の存する部分を除いた部分をいう。以下同じ。)にあっては、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる敷地面積以上の敷地を樹木の植栽等により緑化すること。
- (2) 前号の地上部の緑化において、敷地面積が500平方メートル以上の敷地にあっては、別表第2の左欄に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を、接道部の長さに乗じて得た長さ以上の接道部を緑化すること。ただし、通行の便その他の事情により接道部の緑化に支障があると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 敷地面積が1,000平方メートル以上の敷地にあっては、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上の建築物上(建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。以下同じ。)の面積を、樹木、芝又は草花等により緑化すること。

2 国又は地方公共団体に係る前項第2号及び第3号に定める緑化基準にあっては、当該各号に定める面積の要件は適用しないものとする。

(緑化の対象となる物件の規模)

第14条の3 条例第18条第2項に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げるものとする。ただし、同項に規定する所有者等が、国又は地方公共団体である場合は、次の各号に掲げる面積及び収容能力の数値にかかわらず、当該各号に掲げる物件のすべてとする。

- (1) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物並びに第88条第1項及び第2項に規定する工作物にあっては、それらが存する敷地の面積が200平方メートル以上であること。
- (2) 駐車場にあっては、自動車等の収容能力が20台以上であること。

(道路及び公園等の緑化の基準)

第14条の4 条例第19条第1項に規定する規則で定める基準(以下「道路及び公園等の緑化基準」という。)は、別表第4の左欄に掲げる施設等の区分及び同表の中欄に掲げる対象に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる緑化基準によるものとする。

(緑化計画書)

第15条 第14条に定める行為を行おうとする者は、緑化計画書(第11号様式)を区長に正副2部提出し、区長の認定を受けなければならない。ただし、1戸建ての住宅は、この限りでない。

2 区長は、前項の緑化計画書が緑化基準に適合するものその他区長が適合するものに準じるものと認定したときは、緑化計画書の副本を交付することにより通知する。

(緑化計画の変更)

第16条 前条第2項の通知を受けた者は、緑化計画書の内容を変更(軽微な変更を除く。)するときは、速やかに変更緑化計画書(第12号様式)を区長に正副2部提出しなければならない。

2 区長は、前項の変更緑化計画書が基準に適合するものと認定したときは、その副本を交付することにより通知する。

(計画の中止)

第17条 第15条第2項及び前条第2項の通知を受けた者は、事業計画を中止した場合は、区長に報告しなければならない。

(緑化完了書)

第18条 第15条第2項及び第16条第2項の通知を受けた者は、緑化が完了したときは、緑化完了書(第13号様式)を区長に正副2部提出しなければならない。

2 区長は、緑化計画書のとおり緑化がされていることを確認したときは、前項の緑化完了書の副本を交付することにより通知する。

※別表はP7～9を参照

○足立区緑化計画書作成等に関する要綱

平成15年7月1日

(省略)

(改正)平成27年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、足立区緑の保護育成条例施行規則(昭和51年足立区規則第34号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、規則第15条から第17条までの規定による緑化計画書の作成等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、足立区緑の保護育成条例(昭和51年足立区条例第39号。以下「条例」という。)及び規則の例によるほか、次の各号のとおりとする。

(1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)第2条第1号に規定する建築物をいう。

(2) 工作物 建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物をいう。

(3) 駐車場 自動車、バイク及び自転車等の駐車のために使用する駐車場をいう。

(4) 樹木 高さによって高木、中木及び低木に分類する、木本植物のことをいう。

(5) 既存樹木 緑化計画書の作成時現に敷地内に存し、緑化完了後も敷地内に保存する樹木をいう。

(6) 高木 高さが3メートル以上の既存樹木又は植栽時の高さが2メートル以上の樹木をいう。

(7) 中木 高さが2メートル以上の既存樹木又は植栽時の高さが1.2メートル以上の樹木をいう。

(8) 低木 高さが0.3メートル以上の樹木及びタケ・ササ類をいう。

(9) ツル植物 附着性又は巻きつき性等の性質を持つ木本植物をいう。

(10) 草花等 芝を含む多年生及び一・二年生の草本植物をいう。

(11) 植栽基盤 植物の根が水分及び養分を十分に吸収できる土壌条件を備えた、一定の厚さ及び広がりを持つ土層(建築物上においては同等の機能を有する資材を含む)をいう。

(12) 補助資材 植物を誘引又は固定するために用いる資材をいう。

(13) 緑化 植物を植栽基盤に植栽することをいう。

(14) 植込地 縁石等で区画された植栽基盤をいう。

(15) 樹冠 樹木の枝葉の広がりをいう。

(16) 樹冠投影面積 樹冠を真上から地表に投影した面積をいう。

(17) 単独樹木 単独で植栽され、樹冠が敷地内に収まり、かつ他の樹木又は建築物等と重ならない樹木をいう。なお、植栽時の高さが3メートル以上の高木はその高さに0.7を乗じて得られる数値を直径とする円、その他の高木は直径2メートルの円、中木は直径1.6メートルの円をそれぞれ樹冠相当とすることができる。

(18) 接道部 計画敷地内で、道路(公道、私道の別を問わず、通常一般の通行に供される道や通路等)に接する部分をいう。

(19) 屋上 建築物の屋根部分で人の出入り及び利用が可能な部分をいう。

(20) バランダ等 バランダやバルコニー・テラス等、建築物の側面で外部に突出し、又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいう。

(21) 壁面 建築物の外壁等で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をいう。

(緑化の原則)

第3条 緑化計画は、規則第14条の2第1項第1号から第3号までに規定する緑化基準(以下「緑化基準」という。)を、地上部は樹木、建築物上は樹木、ツル植物若しくは草花等により、それぞれ確保するとともに、次の各号に留意しなければならない。

(1) 計画前に敷地内に存する樹木は、可能な限り敷地内に保存するよう計画すること。

(2) 日照や雨水等の環境条件に留意して緑化すること。

(3) 地上部の緑化においては、樹木に加え、ツル植物及び草花等を地被材として取り入れ、量感と連続性の確保に努めること。

(4) 建築物上の緑化においては、植栽基盤及び補助資材を適切に設置し、地上部の緑化と同等の永続性の確保に努めること。

(地上部の緑化面積と標準本数)

第4条 規則第14条の2第1項第1号の地上部の緑化(以下「地上部の緑化」という。)において緑化面積の算出に用いる建ぺい率は、次の各号のとおりとする。

(1) 地区計画で建築物の建ぺい率の最高限度の制限が適用される場合は、地区計画で定められた数値とする。

(2) 角地又は防火地域内の耐火建築物に適用される緩和分を加えた数値とする。

(3) 複数の用途地域にまたがる敷地は、面積按分により求めた数値とする。

(4) 建ぺい率が90%を超える敷地は、90%とする。

2 地上部の緑化面積は、次の各号の合計とする。

- (1) 植込地は、縁石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とする。ただし、ツル植物及び草花等のみの植込地は除く。
- (2) 単独樹木は、樹冠投影面積を緑化面積とする。なお、植栽時の高さが3m以上の高木はその高さに0.7を乗じて得られる数値を直径とする円の面積、その他の高木は3平方メートル、中木は2平方メートルとすることができる。
- (3) 既存樹木は、樹冠投影面積を緑化面積とする。ただし、植込地内にある場合は植栽基盤と重複する面積は除く。
- 3 前項各号の緑化面積には、敷地外及び敷地内であっても建築物等に重なる範囲は含まないものとする。
- 4 第1項の緑化は、規則別表第1に示す緑化面積10平方メートルあたり高木1本、中木2本及び低木6本を標準の本数とする。ただし、中木による緑化が適さないと認める場合は、中木3本を高木2本に置き換えることができる。
- (接道部の緑化長さ)
- 第5条 規則第14条の2第1項第2号の接道部の緑化（以下「接道部の緑化」という。）長さは、次の各号の合計とする。
- (1) 植込地は、縁石等を除く植栽基盤の長さを緑化長さとする。ただし、ツル植物及び草花等のみの植込地は除く。
- (2) 単独樹木は、樹冠の直径を緑化長さとする。ただし、植込地にある場合は、接道部の長さのうち植栽基盤と重複する長さを除く。
- (3) 既存樹木は、樹冠の直径を緑化長さとする。ただし、植込地にある場合は、接道部の長さのうち植栽基盤と重複する長さを除く。
- 2 接道部にフェンス・塀等を設ける場合は、原則として、フェンス・塀等を道路から後退させ、その道路側を緑化すること。
- 3 規則第14条の2第1項第3号における建築物上の緑化（以下「建築物上の緑化」という。）を接道部の緑化に適用する場合の長さは、次の各号の合計とする。
- (1) 道路に面した屋上及びベランダ等で、地上部からの高さ10メートル以下の場所を樹木で緑化し、かつ接道部から容易に視認できる場合は、第1項各号の長さとする。
- (2) 道路に面した壁面で、地上部からの高さ10メートル以下の部分（将来的には地上から1.5メートル程度の部分まで）を緑化し、かつ道路から容易に視認できる場合は、その水平方向の長さとする。
- (建築物上の緑化面積)
- 第6条 建築物上の緑化において、屋上及びベランダ等の緑化面積は次の各号の合計とする。
- (1) 植込地は、縁石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とする。
- (2) 単独樹木は、第4条第2項第2号のとおりとする。
- (3) 既存樹木は、第4条第2項第3号のとおりとする。
- 2 建築物上の緑化において、壁面の緑化面積は次の各号の合計とする。
- (1) 既に樹木、ツル植物及び草花等で被覆されている壁面の面積を緑化面積とする。
- (2) 植栽時又は将来において樹木、ツル植物及び草花等による被覆が予想される壁面の植栽基盤又は補助資材の面積を緑化面積とする。
- (3) 壁面をツル植物で緑化する場合で補助資材を設置しない場合は、登はん又は下垂の長さを1メートルとして算定した面積を緑化面積とする。
- 3 前2項各号の緑化面積には、敷地外及び敷地内であっても上部に屋根がある範囲は含まない。
- (緑化面積の振替)
- 第7条 次の各号のいずれかに該当し、地上部の緑化の基準を満たすことが困難又は不相当と認める場合は、不足する緑化面積を建築物上に振り替えることができる。
- (1) 敷地の建ぺい率（緩和規定による割合を含む）が80パーセント以上の場合
- (2) 地上部に緑化する樹木の永続性が確保できない場合
- (3) 建築物上に緑化する樹木、ツル植物及び草花等の効果が高い場合
- 2 建築物上の緑化基準を満たすことが困難と認める場合は、不足する緑化面積を地上部に振り替えることができる。
- 3 前2項により振替を行う場合は、規則第14条の2第1項第1号及び第3号に基づき、振替先の方法により緑化するものとする。
- (緑化基準の緩和)
- 第8条 次の各号のいずれかに該当し、前条の振替によっても地上部、接道部又は建築物上の緑化基準を満足することが困難と認める場合は、区長は各緑化基準を緩和することができる。
- (1) 建築基準法第85条第5号により仮設が許可されている建築物並びに工作物及び駐車場のうち仮設と区長が認めるもの
- (2) 関係法令等の規制により、緑化の基準を満たすことが困難な場合
- (3) その他、区長が特に困難と認める場合
- 2 前項の適用の可否は、事業者から徴する理由書に基づき審査する。
- (緑化計画の変更)
- 第9条 規則第16条第1項に基づく変更緑化計画書は、次の各号のいずれかに該当する場合に提出すること。
- (1) 事業者が変更となる場合
- (2) 緑化面積又は緑化長さの変更が緑化基準への適合に関わる場合
- (3) その他区長が必要と認める場合
- (緑化計画の取り下げ)
- 第10条 規則第17条の報告は、緑化計画書取り下げ届（別記様式）を提出する。
- (委任)
- 第11条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に所管担当部長が定める。

FAQ ～よくある質問集～

質問	回答	参照
接道部緑化が基準の緑化長さを確保できません。	計画図面（Eメール、ファクス受付可）により、担当者と協議してください。	P8、 13～16
植込地の最低幅はありますか。	植込地は、幅 50cm は確保するようにしてください。ただし、敷地の状況によって、幅 50cm 未満の部分も認めることがありますので、担当者と協議してください。	P10
地被類（芝・草花等）のみの緑化は認められますか。	地上部の緑化では認められません。建築物上の緑化では、芝等のみでも緑化面積とします。	P10、17
高木の代わりに中木を多く植えることで、必要な本数を満たしていると認めてもらえますか。	中木による緑化が適さないと認める場合に、中木3本を高木2本に置き換えることができますが、高木の代わりに中木や低木をたくさん植えても、標準本数を満たすことはできません。	P10
仮設の建物を建築する場合、緑化計画書の提出は必要ですか。	必要です。ただし、仮設許可証の写しを添付することによって緑化基準を緩和できる場合がありますので、事前に担当者と協議してください。	P4
用途変更のみの場合、緑化計画書の提出は必要ですか。	必要ありません。	P4
過去に緑化計画書の認定がおりた物件で、緑化部分を駐輪場等に変えたいのですが、届出等は必要ですか。	「足立区緑の保護育成条例」では、“やむを得ず伐採するときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めること”（第10条）という規定があります。建築確認申請を行わない場合は特に届出等は必要ありませんが、大規模修繕時など再度緑化計画書を提出する際は、緑化基準を満たす必要があります。	P37
東京都への提出は必要ですか。	必要ありません。一元化により、1,000 m ² 以上の敷地の場合も、足立区への提出のみとなっています。	P4
緑化計画書提出の際、委任状は必要ですか。	必要ありません。緑化計画書（第11号様式）に事業者及び代理人の記名・押印をお願いします。	P21、 23・24
屋上を機材のみの使用予定ですが、屋上の「利用可能な部分」に含まれますか。	階段やエレベーター等で出入りが可能で、転落防止柵等が設置されていれば屋上の「利用可能な部分」に含まれます。ハシゴやタラップなどでしか出入りできない場合は、屋上の「利用可能な部分」に含まれません。	P8・9、 17・18
自主管理歩道、環境空地内の緑化は緑化面積に含まれますか。	計画敷地内の緑化は、緑化計画書上の緑化面積に含まれます。	P15
道路に面して駐輪場を設置したいのですが、接道部の緑化長さが基準に満たなくなります。	原則として、道路際に緑地を設けてその後ろに駐輪場を設置してください。それが難しい場合は、担当者と協議してください。	P13～ 16
計画時と完了時とで、代理人や事業者を変更するときに必要な添付書類等がありますか？	代理人の変更は緑化完了書提出時の報告とし、特に必要な添付書類はありません。事業者が変更となる場合は、変更緑化計画書を提出し、確認申請に提出する「建築主等変更届」の写しを添付してください。	P21・ 22、 33～35

提出・問合せ先

足立区 都市建設部 みどりと公園推進室 みどり推進課 緑化推進係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1（北館4階）

電話 03-3880-5188（直通）

03-3880-5111（代表） 内線2315～2318

ファクス 03-3880-5479

Eメール midori@city.adachi.tokyo.jp

※メールアドレスは課内共通となっておりますので、件名に担当者名又は「緑化計画（建築場所の住所）」等の文言をお入れください。

- * 12時から13時までは、受付その他、窓口及び電話対応ができない場合があります。予めご了承ください。

緑化工事の助成申請受付中！

区では、景観、防災、環境に配慮した緑豊かなまちづくりのために、道路に接する場所【接道部】や建物の屋上など【建築物上】に緑化工事を行う方に助成金を交付しています。

- ★ 必ず工事前に申請が必要です。
- ★ 緑化計画書を提出していない場合や緩和などの措置を受ける場合は、緑化工事助成の対象になりません。
- ★ 緑化計画書で定める接道部緑化・建築物上緑化の基準を超過した分のみ、緑化工事助成の対象となります。

助成の対象、内容及び条件など、くわしくは下記URLをご参照のうえ、ご不明な点がある場合は上記問合せ先までお問合せください。

<緑化工事の助成申請について>

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/midori/machi/midori/joseshinse.html>

緑化計画書・緑化完了書は足立区情報公開条例に基づき、閲覧に供し、又は交付することがあります。

平成27年10月版